

旧

新

第 1 管理計画区設定方針**1. 管理計画区区分方針**

西海国立公園は、昭和 30 年 3 月 16 日に国立公園に指定され、昭和 57 年 1 月 29 日に公園区域等の見直しのため公園計画再検討が行われた。

その後、平成 5 年 5 月 12 日、平成 13 年 3 月 30 日及び平成 16 年 7 月 30 日に公園区域等の明確化を基本とした公園計画の点検が行われている。

本国立公園は、外洋性多島海景観を特色とする公園で、九州本土と一体となる平戸・九十九島地域と離島の宇久島から福江島にかけての五島列島地域とに大別することができる。

今回はこのうち平戸・九十九島地域について、管理計画を改訂するものである。

本地域は、長崎県北部に位置し、本公園の北端である生月島と長径約 3.0 km に及ぶ細長い平戸島を主とする平戸地域及び北松浦半島の西海岸と九十九島を中心とする九十九島地域からなっている。地理的にまとまっており、陸路及び海路により結ばれ、一体的な利用がなされていることから、一つの管理計画区として、取り扱うこととした。

(管理計画区位置図参照)

なお、管理計画区の対象市町は次のとおりである

平戸・九十九島地域		五島列島地域	
長崎県佐世保市	☆	長崎県五島市	○
〃 平戸市	☆	〃 西海市	☆
〃 北松浦郡生月町	☆	〃 北松浦郡小値賀町	☆
〃 〃 田平町	☆	〃 〃 宇久町	☆
〃 〃 鹿町町	☆	〃 南松浦郡新上五島町	○
〃 〃 小佐々町	☆		

☆ 佐世保自然保護官担当区域内所在市町村

○ 五島自然保護官担当区域内所在市町村

1. 管理計画区区分方針

西海国立公園は、昭和 30 年 3 月 16 日に国立公園に指定され、昭和 57 年 1 月 29 日には公園区域等の見直しのため公園計画再検討が行われた。

その後、平成 5 年 5 月 12 日、平成 13 年 3 月 30 日及び平成 16 年 7 月 30 日に公園区域等の明確化を基本とした公園計画の点検が、平成 21 年 10 月 28 日に長距離自然歩道の追加等を内容とする公園計画の一部変更が行われた（その間、利用施設計画については随時変更）。

本公園は、多島海景観を特色とする公園で、地理的に九州本土と一体として取り扱える平戸・九十九島地域と離島の宇久島から福江島にかけての五島列島に係る地域とに大別することができる。

今回の管理計画は、この平戸・九十九島地域について改定したものである。

本地域は、長崎県北部に位置し、生月島と平戸島を主とする平戸地域及び北松浦半島の西海岸の九十九島地域からなっており、「地理的にまとまっていること。」及び「架橋により結ばれ、一体的な利用が可能であること。」から、一つの管理計画区として、取り扱うこととする。

(管理計画区位置図参照)

なお、管理計画区の対象市町は次のとおりである。

平戸・九十九島地域		五島列島地域	
長崎県佐世保市(宇久町除く。)	☆	長崎県五島市	○
〃 平戸市	☆	〃 西海市	☆
		〃 佐世保市(宇久町)	☆
		〃 北松浦郡小値賀町	☆
		〃 南松浦郡新上五島町	○

☆ 佐世保自然保護官担当区域内所在市町村

○ 五島自然保護官担当区域内所在市町村

2. 管理計画改訂方針

西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画は、平成7年に作成され現在に至っている。この間、公園計画の第3回点検、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化等、国立公園を取り巻く社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、これら国立公園を取り巻く社会的、経済的变化に対応するとともに、本地域の自然の特性をいかした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改訂を行った。

- (1) 保全対象の明確化とその保全方針について整理する。
- (2) 公園計画点検の際に変更又は追加した利用計画について適切な利用方針を定める。
- (3) 自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」、「国立公園事業取扱要領」等に基づき、適切な取扱方針を定める。
- (4) 公園の利用施設について総合的な検討を行い、地域の自然条件及び利用状況に見合った適切な整備及び管理の方針を定める。
- (5) 公園利用者に対する普及啓発活動等の充実及び強化の方針を定める。

2. 管理計画改訂方針

現行の管理計画は、平成13年度に行なわれた公園計画の見直しに合わせて平成17年度に改定されたものである。

この間、地域住民の転出による過疎・高齢化、市町村の大規模合併といった新しい社会状況の変化が見られたほか、森林や海浜での松枯れの進行、磯焼けの増加、海岸漂着ゴミの増加等が地域制公園の管理の課題として浮上してきている。

また、公園計画の第4回点検により離島部に九州自然歩道が追加されたこと、管理計画が行政手続法の許可基準として位置づけられ、具体的でわかりやすい基準の提示が求められていること、エコツーリズム推進法を受け各地域でのエコツアーの試行が始まったこと、自然公園法の目的に「生物の多様性の確保に寄与」が追加されたこと等、国立公園に求められる諸状況の変化があった。

今回の改定は、これら国立公園を取り巻く諸課題・諸状況に対応するとともに、本地域の自然及び人文資源の特性をいかした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改定を行った。

- (1) 平成21年の公園計画の変更（第4回点検：九州自然歩道の追加等）に対応する。
- (2) 既存の管理計画作成後の自然公園施設及び公園区以外も含めた地域インフラの整備状況、地域の社会状況及び自然環境の変化に対応する。
- (3) 公園の利用施設について総合的な検討を行い、地域の自然条件及び利用状況かつ施設整備主体の管理能力に見合った適切な整備方法を定めるとともに、地域と協働した維持管理の方向性を定める。
- (4) 平成22年7月に開館した九十九島ビジターセンターを活用した普及啓発活動の充実の方策を定めるとともに、ビジターセンターから離れた平戸地域での普及啓発活動の進展策を定める。

3. 平戸・九十九島地域管理計画区の概要

平戸・九十九島地域は、外洋性多島海景観を特色とする国立公園として指定され、九州本土及びそれと一体となる島嶼部の2市4町、合計面積8,077haの区域となっている。九十九島に代表される多島海、平戸島の特色ある火山地形、各所に見られる海蝕地形等、変化に富んだ景観を呈している。

なお、本管理計画区の概要は次のとおりである。

(1) 地形地質

平戸地域の生月島は、特に西部で海蝕崖がよく発達しており、大規模な柱状節理が見られる。

平戸島は、礫岩、志々伎山等典型的な浸食火山地形や川内峠、安満岳等の溶岩台地のほか、南西海岸部に海蝕崖が発達しており、特に阿値賀島の柱状節理は特筆される。

九十九島地域は、典型的なリアス式海岸と島数208（江迎湾～俵ヶ浦）を数える多島海景観を呈しており、その独特な景観は、本邦では他の地域の追従を許さないとと言われる。なお、本地域は、景観の特性により、島の周囲に海蝕ベンチの発達した南九十九島と、南九十九島に比べ島が大きく島数の多い北九十九島の2地区に分けられる。本土側内陸部は、小起伏の丘陵山地となっており、各所に玄武岩からなる溶岩台地が見られる。

(2) 植生

平戸・九十九島地域の植生は、その大半が人手の加わった二次林であるが、社叢林、山頂部、海岸傾斜地等に自然林が見られる。植物相は対馬暖流の影響を受け、ピロウ、タマシダ、ハマオモト、ハマボウ、ナタオレノキ、アコウ、ハマジンチョウ等の南方系植物も生育している。

平戸地域では、生月島の植生は、クロマツの二次林が多くを占めるほか、シイ、カシの萌芽林、シバ群落等が見られる。平戸島の植生は、ほとんどがクロマツ、シイ、カシ等の二次林であるが、北西海岸部、志々伎山周辺等にスダジイ林が自然林として残存している。また、小規模ではあるが礫岩、志々伎山のイワシデ林、安満岳のアカガシ林、阿値賀島及び黒子島のピロウ林等が存在することが特筆され、川内峠、佐志岳、上床等では草原植生が見られる。平戸島山地の岩上には、チョウセンノギク、ダンギク、ネズミシバ等の大陸系植物が存在するほか、島固有の植物であるイトラッキョウが生育している。また、礫岩の岩石地植物群落は国指定の天然記念物となっている。

3. 平戸・九十九島地域管理計画区の概況

(1) 地域の概要

平戸・九十九島地域は、多島海景観を特色とする国立公園として指定され、九州本土及びそれと一体となる島嶼部の2市、合計面積8,077haの区域となっている。

九十九島に代表される多島海、平戸島の特色ある火山地形、各所に見られる海蝕地形等、変化に富んだ景観を呈している。

なお、本管理計画区の概要は、次のとおりである。

① 地形地質

平戸地域の生月島は、特に西部で海蝕崖がよく発達しており、大規模な柱状節理が見られる。

平戸島は、礫岩、志々伎山等典型的な浸食火山地形や川内峠、安満岳等の溶岩台地のほか、南西海岸部に海蝕崖が発達しており、特に上・下阿値賀島の柱状節理は特筆される。

地質は、全域、火山岩と堆積岩が合わさっており、地表部の露頭は主として玄武岩であるが、安満岳では輝石安山岩を見ることができる。

九十九島地域は、典型的なリアス式海岸と島数208（江迎湾～俵ヶ浦）を数える多島海景観を呈しており、その独特な景観は、本邦では他の地域の追従を許さないとと言われる。

なお、本地域は、景観の特性により、島の周囲に海蝕ベンチの発達した南九十九島と、南九十九島に比べ島が大きく島数の多い北九十九島の2地区に佐々川を境に分けられ、南九十九島は砂岩、北九十九島は砂岩、泥岩上に凝灰角礫岩からなる構造となっている。本土側内陸部は、小起伏の丘陵山地となっており、各所に玄武岩からなる溶岩台地が見られる。

② 植物

平戸・九十九島地域の植生は、その大半が人手の加わった二次林であるが、社叢林、山頂部、海岸傾斜地等に自然林が見られる。植物相は対馬暖流の影響を受け、ピロウ、タマシダ、ハマオモト、ハマボウ、シマモクセイ、アコウ、ハマジンチョウ等の南方系植物も生育している。

平戸地域では、生月島の植生は、クロマツの二次林が多くを占めるほか、シイ、カシの萌芽林、シバ群落等が見られる。平戸島の植生は、ほとんどがクロマツ、シイ、カシ等の二次林であるが、北西海岸部、志々伎山周辺等にスダジイ林が自然林として残存している。また、小規模ではあるが礫岩、志々伎山のイワシデ林、安満岳のアカガシ林、上・下阿値賀島のピロウ林、黒子島のピロウを伴うタブノキ林等が存在することが特筆され、川内峠、佐志岳、上床、上段の野等では草原植生が見られる。平戸島山地の岩上には、チョウセンノギク、ダンギク、ネズミシバ等の大陸系植物が存在するほか、礫岩、佐志岳では島固有の植物であるイトラッキョウ、志々伎山系にはシジキカンアオイが生育している。また、礫岩の岩

九十九島地域では、内陸部及び大きな島嶼はシイ、カシなどの二次林で占められているが、小島や本土海岸部は、クロマツトベラ林、トベラーマサキ林、ハマビワオニヤブソテツ林等の海岸植生が主となっている。また、島嶼海岸部にはカノコユリ、ヒロハマツナ等のほか、アマモ、ウミヒルモ等の潮間帯の種子植物も見られる。なお、トコイ島において、熊本県では国の特別天然記念物に指定され、分布の北限となっているトビカズラの生育が発見されたことは、特筆される。

(3) 動物

本地域の哺乳類としては、ノウサギ及びタヌキが生月島等の離島を除く全域の山林及び丘陵地に生息する。またキツネは、離島を除く地域に分布しているが個体数は少ない。

鳥類は、2月下旬から3月上旬にかけて、鹿児島県出水平野で越冬したマナヅル及びナベヅルの北帰行が見られる。また、アカハラダカの秋の渡りも観察することができる。留鳥では、トビ、キジバト、ヒヨドリ等が全域で観察できる。また、上阿値賀島及び下阿値賀島には、カラスバトが生息している。また、7月にはオオミズナギドリのコロニーが形成され、6月にはアマツバメが繁殖する。江橋池では、アオサギ及びコサギのコロニーが見られるほか、マガモ、カルガモ、オシドリ等が増加の傾向にある。

九十九島島嶼の海岸部にはカブトガニが、干潟にはシオヤガイ及びドロアワモチが、島の湾内には、シオアメンボ及びシロウミアメンボの生息が見られる。

(4) 人文景観

本地域は、キリシタン信仰に由来する教会等の文化・歴史景観にも富んでいる。

平戸島の平戸は、平安時代から中国や朝鮮との交易の中継地となり、日本最初の海外貿易港と言われ、1550年(天文19年)県下で初めて平戸にポルトガル船が来航し、南蛮貿易が行われた。その後、1609年(慶長14年)にオランダ商館、1613年(同

石地植物群落は国指定の天然記念物となっている。

九十九島地域では、内陸部及び大きな島嶼はシイ、カシなどの二次林で占められているが、小島や本土海岸部は、クロマツトベラ林、トベラーマサキ林、ハマビワオニヤブソテツ群集等の海岸植生が主となっている。また、島嶼海岸部にはカノコユリ、ヒロハマツナ等のほか、アマモ、ヤマトウミヒルモ等の潮間帯の種子植物も見られる。なお、トコイ島において、熊本県山鹿市が日本唯一の分布地として国の特別天然記念物に指定されているトビカズラ(アイラトビカズラ)の生育が平成12年に発見されたことは、特筆される(その後、平成15年に福岡県久留米市でも1株確認)。

③ 動物

本地域の哺乳類としては、キュウシュウノウサギは生月島には生息していないが、タヌキは生月島まで、ホンDOIタチ及びホンデンは平戸島まで進出している。またキツネは、生月島だけではなく平戸島にも分布しておらず、管理計画区全体としても個体数は少ない。近年、全域にわたってイノシシの個体数が増加し、海を渡って小島にまで採食域を広げ、農作物のみならず自然植生にも大きな被害を与えている。またキュウシュウジカも侵入し始めている。さらに外来生物ではアライグマが島帽子岳山系、弓張岳山系で繁殖し、農業被害を引き起こしている。

鳥類は、2月中旬から3月下旬にかけて、鹿児島県出水平野で越冬したマナヅル及びナベヅルの北帰行が見られる。また、アカハラダカやハチクマの秋の渡りも観察することができる。留鳥では、トビ、キジバト、ヒヨドリ、キジ、ヤマドリ等が全域で、ミサゴ、ハヤブサが海岸の崖地で観察できる。また、上阿値賀島及び下阿値賀島には、カラスバトが周年生息し、また、夏鳥として7月にはオオミズナギドリがコロニーを形成し、6月にはアマツバメが繁殖する。江橋池では、アオサギ及びコサギのコロニーが見られるほか、留鳥のカルガモのほか、マガモ、オシドリ等の越冬地になっている。

両生・は虫類では、クサガメ、アカハライモリ、カスミサンショウウオ、ニホンアマガエル、ニホンアカガエルなどが見られるが、外来生物ではミシシippiaカミミガメやウシガエルの移入が確認されている。

九十九島、平戸島南西部の海岸部にはカブトガニが、九十九島の干潟にはシオヤガイ及びドロアワモチが、その波静かな湾内には、沿岸性のシオアメンボ及びシロウミアメンボの生息が見られる。

また、平戸島、生月島のシバハギを有する採草地では、絶滅危惧IB類のタイワンツバメシジミ本土亜種を見ることができる。

④ 人文景観

本地域は、公園区域外が主であるが、キリシタン信仰に由来する教会等の文化・歴史景観にも富んでいる。

特に平戸島の平戸市街地周辺は、平安時代から中国や朝鮮との交易の中継地となり、日本最初の海外貿易港と言われ、1550年(天文19年)県下で初めて平戸にポルトガル船が

18年)にイギリス商館が設置され、彼らと松浦藩の間に貿易が行われ藩の政治文化の中心地として栄えた。それ以降も、幕府の命によって1641年(寛永18年)オランダ商館が長崎の出島に移されるまでの間、通商が行われたことにより、西欧との貿易に関する史跡が多く残されている。現在では、これらの文化・歴史景観が豊富に残されていることにより、観光の中心となっている。

(5) 利用状況

公園利用としては、生月島の大バエ、平戸島川内峠、九十九島の長串山、冷水岳、弓張岳、烏帽子岳等からの眺望、鹿子前から南九十九島を巡る航路及び平戸港から鹿子前・佐世保港間等の九十九島を縦断する航路からの海岸景観並びに多島海景観の風景観賞が主な利用となっている。

また、海岸部では釣り、海水浴、キャンプ、ヨット、カヌー等の海洋性のレクリエーションが、南九十九島の鹿子前集団施設地区及び北九十九島の「海と島の自然体験館」を拠点として行われている。昭和52年に平戸島と田平間が平戸大橋により、平成3年に平戸島と生月島間が生月大橋により連絡されたことから、公園利用者は飛躍的に増加している。

本地域は、年間を通して利用されており、年間利用者延数は280.3万人(平成15年度)となっている。

来航し、南蛮貿易が行われた。その後、1609年(慶長14年)にオランダ商館、1613年(同18年)にイギリス商館が設置され、彼らと松浦藩の間に貿易が行われ藩の政治文化の中心地として栄えた。それ以降も、幕府の命によって1641年(寛永18年)オランダ商館が長崎の出島に移されるまでの間、通商が行われたことにより、西欧との貿易に関する史跡が多く残されている。現在では、これらの文化・歴史景観が豊富に残されていることにより、観光の中心となっている。

また、近代歴史景観として、旧日本軍が海軍鎮守府を佐世保に置いたため、公園区域内の弓張岳、牽牛崎、俵ヶ浦半島、高島、上小高島、白岳、屏風岳などに日露戦争から第2次世界大戦にかけて整備された砲台、観測所、倉庫といった遺構が数多くある。佐世保ではこれら遺構探訪と現在の海上自衛隊護衛艦乗船、在日米軍基地見学を組み合わせた歴史体験ツアーも始まりつつある。そのような施設周辺は旧要塞地帯法のため、自然環境も保全され続けたことから、戦跡公園としての資質も有している。

⑤ 利用状況

本地域は、冬季は減少するものの年間を通して利用されており、公園利用としては、生月島の大バエ、平戸島の川内峠、安満岳、佐志岳、志々伎山、九十九島の長串山、冷水岳、弓張岳、烏帽子岳等からの眺望、鹿子前集団施設地区から南九十九島を巡る遊覧が主な利用となっている。近年、希少種が多く草原景観も美しい平戸島の上段の野と佐志岳及び志々伎山の利用者が増加している。

海岸部では、釣り、海水浴、キャンプ、ヨット、シーカヤック等の海洋性のレクリエーションが行われている。特にシーカヤックは、南九十九島の鹿子前集団施設地区にある「西海パールシーリゾート」及び北九十九島の佐世保市小佐々町にある「小佐々海洋スポーツ基地」と佐世保市鹿町町にある「鹿町海洋スポーツ基地」(国立公園区域隣接地)を拠点として、その周辺海域で多く行われている。

また、北九十九島集団施設地区の長串山ツツジ公園(北九十九島園地)は、クルメツツジとヒラドツツジが10万本植栽されており、4～5月の開花期にはシャトルバスが出るほど利用が集中する。

近年の公園利用者数は、九十九島地域では微増、平戸地域では昭和52年に平戸島と九州本土の田平間が平戸大橋により、平成3年に平戸島と生月島間が生月大橋により連絡された一時期に、公園利用者は飛躍的に増加したが、その後は微増傾向にとどまっている。なお、平成22年自然公園等利用者数調では、西海国立公園全体で455万9千人となっている。

4. 地域面積

	面積	市町村数
西海国立公園	24,646ha	4市 <u>7町</u>
平戸・九十九島地域	8,077ha (33%)	2市 <u>4町</u>

5. 西海国立公園平戸・九十九島地域の指定及び計画決定の経緯

(1) 公園区域

昭和30年 3月16日 公園指定
昭和47年10月16日 海中公園地区の指定
 昭和57年11月29日 公園区域の全般的な見直し(再検討)
 平成5年 5月12日 公園区域の変更(第1回点検)
 平成13年 3月30日 公園区域の変更(第2回点検)
 平成16年 7月30日 公園区域の変更(第3回点検)

(2) 保護計画

昭和30年 3月16日 特別地域及び特別保護地区の指定
昭和47年10月16日 海中公園地区の指定
 昭和57年11月29日 公園計画の全般的な見直し(再検討)
 平成5年 5月12日 公園計画の変更(第1回点検)
 平成13年 3月30日 公園計画の変更(第2回点検)
 平成16年 7月30日 公園計画の変更(第3回点検)

(3) 利用計画

昭和30年 3月16日 集団施設地区、単独施設、道路等の計画決定
 (以降、逐次計画追加)
 昭和57年11月29日 公園計画の全般的な見直し(再検討)
 平成4年 8月26日 利用計画の一部変更
 平成5年 5月12日 公園計画の変更(第1回点検)
 平成13年 3月30日 公園計画の変更(第2回点検)
 平成16年 7月30日 公園計画の変更(第3回点検)

(2) 地域面積

	面積	市町村数
西海国立公園	24,646ha	4市 <u>2町</u>
平戸・九十九島地域	8,077ha (33%)	2市

(3) 西海国立公園平戸・九十九島地域の指定及び計画決定の経緯

① 公園区域

昭和30年 3月16日 公園指定
 昭和57年11月29日 公園区域の全般的な見直し(再検討)
 平成5年 5月12日 公園区域の変更(第1回点検)
 平成13年 3月30日 公園区域の変更(第2回点検)
 平成16年 7月30日 公園区域の変更(第3回点検:変更なし)

② 規制計画

昭和30年 3月16日 特別地域及び特別保護地区の指定
 昭和57年11月29日 公園計画の全般的な見直し(再検討)
 平成5年 5月12日 公園計画の変更(第1回点検)
 平成13年 3月30日 公園計画の変更(第2回点検)
 平成16年 7月30日 公園計画の変更(第3回点検:変更なし)

③ 施設計画

昭和30年 3月16日 集団施設地区、単独施設、道路等の計画決定
 (以降、逐次計画追加)
 昭和57年11月29日 公園計画の全般的な見直し(再検討)
 平成4年 8月26日 利用計画の一部変更(九州自然歩道の追加等)
 平成5年 5月12日 公園計画の変更(第1回点検)
 平成13年 3月30日 公園計画の変更(第2回点検)
 平成16年 7月30日 公園計画の変更(第3回点検)
平成21年10月28日 公園計画の変更(第4回点検:九州自然歩道の追加等)

6. 公園計画

(1) 保護計画

(単位：h a、平成17年6月30日現在)

地域 地区 市町名	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)
	特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	小計		
佐世保市	0	350	1,271	121	1,742	105	1,847
平戸市	56	210	1,827	1,879	3,972	123	4,095
北 生月町	0	0	379	352	731	0	731
松 田平町	0	12	12	0	24	0	24
浦 鹿町町	0	127	364	31	522	48	570
郡 小佐々町	0	141	278	350	769	41	810
合計	56	840	4,131	2,733	7,760	317	8,077

(2) 利用計画

(平成17年6月30日現在)

利用計画名	執行事業名	未執行事業名
北九十九島 集団施設地区	北九十九島園地 (鹿町町) 北九十九島野営場 (鹿町町)	北九十九島休憩所 (鹿町町)
鹿子前 集団施設地区	鹿子前園地 (佐世保市) 鹿子前舟遊場 (佐世保市) 鹿子前休憩所 (佐世保市) 鹿子前博物展示施設 (佐世保市) 鹿子前係留施設 (佐世保市) 鹿子前宿舍 (佐世保市) 鹿子前道路(車道) (佐世保市) 鹿子前船舶運送施設 (佐世保市)	

(4) 公園計画

① 保護規制計画

(単位：h a、平成23年6月30日現在)

地域 地区 市町名	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海 域 公 園 地 区
	特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	小計			
佐世保市 (宇久島を除く)	0	618	1,913	502	3,033	194	3,227	0
平戸市	56	222	2,218	2,231	4,727	123	4,850	0
合計	56	840	4,131	2,733	7,760	317	8,077	0

② 利用規制計画 なし。

③ 保護施設計画 なし。

④ 利用施設計画

(平成24年11月30日現在)

利用施設計画 名称	執行事業名称(事業執行者名)	未執行事業名称<事業計画地>
北九十九島集 団施設地区	北九十九島園地 (環境省、長崎県、佐世保市) 北九十九島野営場 (長崎県、佐世保市)	北九十九島休憩所 <佐世保市>
鹿子前集 団施設地区	鹿子前園地 (環境省、長崎県、佐世保市) 鹿子前舟遊場 (佐世保市、民間) 鹿子前休憩所 (佐世保市、民間) 鹿子前博物展示施設 (環境省、佐世保市)	

園地	高島園地	(佐世保市)	石岳園地	(佐世保市)
	弓張岳園地	(佐世保市)	龜ノ子島園地	(佐世保市)
	鵜渡越園地	(佐世保市)	白浜園地	(佐世保市)
	烏帽子岳園地	(佐世保市)	大瀬園地	(平戸市)
	牽牛崎園地	(佐世保市)	呼崎園地	(平戸市)
	平戸白岳園地	(平戸市)	上床園地	(平戸市)
	川内峠園地	(平戸市)	屏風岳園地	(平戸市)
	鯛ノ鼻園地	(平戸市)	宮ノ浦園地	(平戸市)
	大バエ園地	(生月町)	神崎園地	(小佐々町)
	山頭園地	(生月町)	高崎山園地	(小佐々町)
	潮見鼻園地	(生月町)	黒崎園地	(鹿町町)
	冷水岳園地	(小佐々町)	長串園地	(鹿町町)
	大島園地	(鹿町町)	御崎園地	(生月町)
宿舎	弓張岳宿舎	(佐世保市)	白浜宿舎	(佐世保市)
	鵜渡越宿舎	(佐世保市)	牽牛崎宿舎	(佐世保市)
野営場	烏帽子岳野営場	(佐世保市)	川内峠野営場	(平戸市)
	白浜野営場	(佐世保市)	高島野営場	(佐世保市)
			石原橋野営場	(生月町)
水泳場	白浜水泳場	(佐世保市)		
舟遊場			高島舟遊場	(佐世保市)
植物園	石岳植物園	(佐世保市)		

	鹿子前係留施設 (佐世保市)	
	鹿子前宿舎 (民間)	
園地	高島園地 (長崎県、佐世保市)	牽牛崎園地 ＜佐世保市＞
	弓張岳園地 (環境省、長崎県、佐世保市、 民間)	石岳園地 ＜佐世保市＞
	鵜渡越園地 (佐世保市)	大瀬園地 ＜平戸市＞
	烏帽子岳園地 (環境省、長崎県、佐世保市)	呼崎園地 ＜平戸市＞
	白岳園地 (平戸市)	上床園地 ＜平戸市＞
	川内峠園地 (環境省、長崎県、平戸市)	屏風岳園地 ＜平戸市＞
	鯛ノ鼻園地 (長崎県、平戸市)	宮ノ浦園地 ＜平戸市＞
	大バエ園地 (長崎県)	白岳園地 ＜西海市＞
	山頭園地 (長崎県)	石原橋園地 ＜平戸市＞
	潮見鼻園地 (平戸市)	長瀬鼻園地 ＜平戸市＞
	大島園地 (長崎県)	龜ノ子島園地 ＜佐世保市＞
	冷水岳園地 (長崎県、佐世保市)	白浜園地 ＜佐世保市＞
	神崎園地 (佐世保市)	黒崎園地 ＜佐世保市＞
		長串園地 ＜佐世保市＞
		高崎山園地 ＜佐世保市＞
宿舎	弓張岳宿舎 (民間)	白浜宿舎 ＜佐世保市＞
	鵜渡越宿舎 (民間)	牽牛崎宿舎 ＜佐世保市＞

道路(車道)	鹿子前白浜線道路 (佐世保市) 平戸川内峠線道路 (平戸市) <u>平戸北西海岸固廻線道路</u> (平戸市) 平戸鯛ノ鼻線道路 (平戸市) 志々伎宮ノ浦線道路 (平戸市) 冷水岳線道路 (小佐々町) 鳥帽子岳線道路 (佐世保市)	弓張岳線道路 (佐世保市) 牽牛崎線道路 (佐世保市) 石岳線道路 (佐世保市) 平戸白岳線道路 (平戸市) 長串山大観山線道路 (鹿町町) 平戸生月線道路 (平戸市) 上床線道路 (平戸市) 生月島線道路 (生月町)
道路(歩道)	<u>安湍岳鯛ノ鼻線道路</u> (平戸市) 志々伎山線道路 (平戸市) 生月島線道路 (生月町) 大観山線道路 (鹿町町) 平戸浜岳線道路 (平戸市) 九州自然歩道線道路 (佐世保市)	弓張岳将冠岳線道路 (佐世保市) 鳥帽子岳線道路 (佐世保市) 上床宝亀線道路 (平戸市) 佐志岳屏風岳線道路 (平戸市) 野子志々伎線道路 (平戸市)
係留施設		金重島係留施設 (佐世保市) 亀ノ子島係留施設 (佐世保市) 大島係留施設 (鹿町町) 長串係留施設 (鹿町町)
博物展示施設		亀ノ子島博物展示施設 (佐世保市)

野営場	鳥帽子岳野営場 (佐世保市) 白浜野営場 (佐世保市)	川内峠野営場 <平戸市> 高島野営場 <佐世保市> <u>御崎野営場</u> <平戸市>
水泳場	白浜水泳場 (長崎県、佐世保市)	
舟遊場		高島舟遊場 <佐世保市>
道路(車道)	鳥帽子岳線道路(車道) (佐世保市) 鹿子前白浜線道路(車道) (佐世保市) 平戸川内峠線道路(車道) (長崎県) 平戸鯛ノ鼻線道路(車道) (環境省、平戸市) 志々伎宮ノ浦線道路(車道) (長崎県) 冷水岳線道路(車道) (長崎県、佐世保市)	弓張岳線道路(車道) <佐世保市> 牽牛崎線道路(車道) <佐世保市> 石岳線道路(車道) <佐世保市> 平戸白岳線道路(車道) <平戸市> 長串山大観山線道路(車道) <佐世保市> 平戸生月線道路(車道) <平戸市> 上床線道路(車道) <平戸市> 生月島線道路(車道) <平戸市>
道路(歩道)	平戸浜岳線道路(歩道) (長崎県) 生月島線道路(歩道) (長崎県) 志々伎山線道路(歩道) (環境省、平戸市) 大観山線道路(歩道) (佐世保市) 九州自然歩道線道路(歩道) (環境省、長崎県)	弓張岳将冠岳線道路(歩道) <佐世保市> 鳥帽子岳線道路(歩道) <佐世保市> 上床宝亀線道路(歩道) <平戸市> 佐志岳屏風岳線道路(歩道) <平戸市> 野子志々伎線道路(歩道) <平戸市>
係留施設		金重島(棧橋) <佐世保市> 大島(棧橋) <佐世保市>

--	--	--

		亀ノ子島(棧橋) <佐世保市>
植物園	石岳植物園 (佐世保市)	
博物展示施設		亀ノ子島博物展示施設 <佐世保市>

第2 平戸・九十九島地域管理計画区

1. 管理の基本的方針

4. 管理の基本方針

「保護と利用の調和が取れた西海国立公園平戸・九十九島地域の姿」を実現するために、以下の基本方針を定めるものとする。

- ・ 繊細な九十九島の多島海景観と荒々しさのある生月島・平戸島の海岸及び山岳景観が適切に保全されていること。
- ・ 生物多様性が適切に保全されていること。
- ・ 公園利用施設が整備主体を中心として適切に維持管理されていること。
- ・ 西海国立公園平戸・九十九島地域の情報を多くの人が利用・共有できること。
- ・ 地域住民の利用要望に応えられること。
- ・ 関係機関等で公園区域外に整備されている各種利用施設の事業者と連携して、エコツーリズムを推進し、平戸地域と九十九島地域を一体とした宿泊型の利用を増やすこと。
- ・ 国立公園指定当初に立ち返り、地域住民がその自然に誇りを持ち、自ずから、地域の自然環境を保全し、国立公園を利活用する、地域との協働による保護管理・利用体制を再構築すること。

(1) 保護に関する方針

ア. 風致景観の特性及び保全対象

平戸・九十九島地域の地形は、典型的なリアス式海岸と多島海が最大の特徴である。また、そのほかに、生月島西部塩俵の海蝕崖と大規模な柱状節理、平戸島の礫岩、志々伎山等の浸食火山地形、川内峠及び安満岳の典型的な溶岩台地がある。

平戸島南部の地の宮社叢は、自然林の原型をよく保存しており、沖の宮社叢はタブノキ・ムササビ群集等県指定の天然記念物となっている。

平戸島の佐志岳、礫岩等の岩上には、大陸系の植物も存在し、島固有の植物も生育している。また、川内峠、佐志岳等は、草原植生となっている。

九十九島地域の島嶼では、熊本県では国の特別天然記念物に指定されているトビカズラが発見され注目されている。

平戸市頭ヶ島地先海中には、エダミドリイシ類等のサンゴの群集が見られ、また、独特な海藻林も広がっている。

九十九島地域の島嶼の多くには干潟があり、周辺の海岸地形と相まって、重要な景観の構成要素となっているとともに、海浜植物及びカブトガニ等貴重な動植物が見られる。

九十九島地域の江楯池は、県内最大のサギ類の繁殖地として、特筆される。本公園の特徴的なこれらの地形、植生景観及び生物が保全対象として特に重要である。

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 風致景観及び自然環境の特性

平戸・九十九島地域の風致景観は、平戸地域と九十九島地域に大きく分かれる。平戸地域は、生月島西部塩俵や上・下阿値賀島の大規模な海蝕崖と柱状節理、平戸の礫岩、志々伎山等の浸食火山地形、川内峠及び安満岳の典型的な溶岩台地がある。

植物については、平戸島南部を中心に自然林が多く残されているほか、礫岩、佐志岳、志々伎山には、大陸系の植物も存在し、島固有の植物も生育している。また、川内峠、佐志岳、上段の野は、野焼きによる二次草原となっている。

平戸島周辺海域では、北部にある原生植生の黒子島を中心とした平戸海峡にアラメ海中林とガラモ場が、南部の志々伎湾ではアマモ場が発達しており、南部属島の頭ヶ島及び高島地先を含む宮ノ浦湾には、エダミドリイシ類等のサンゴの群集が見られ、また、ホンダワラとミリンによる独特の海藻林も広がっている。

また、平戸島、生月島の採草地でシバハギを食草として発生するタイワンツバメシジミ（本十亜種：絶滅危惧ⅠB類）が、その希少性から自然公園法に基づく指定動物となっている。

一方、九十九島地域は、典型的なリアス式海岸と島数208を数える多島海景観を呈しており、そのほとんどが無人島であるため、自然海岸及び自然植生が多く見られる。

北九十九島のトコイ島には、熊本県では国の特別天然記念物に指定されているトビカズラが生育しており、また、大島は南方海岸植生の構成種であるハマジンチョウの自然分布最北限となっている。

さらに、南九十九島海域を中心に希少海生昆虫であるウミアメンボ類が多く生息し、礫浜ではイソチビゴミムシの生息が九州で唯一確認されている。

また、九十九島地域の島嶼の多くには干潟があり、周辺の海岸地形と相まって、重要な景観構成要素となっているとともに、海浜植物及びカブトガニ等貴重な動植物が見られる。

南九十九島地域の九州本土にある江楯池は、長崎県内最大のサギ類の繁殖地として、特筆される。

本公園の特徴的なこれらの景観、地形、植生及び生物が保全対象として特に重要である。

(2) 保全方針

保全方針は次のとおりとし、平戸・九十九島地域の風致景観の保護上重要な自然資源を適正に保全する。

① 公園の風致又は景観保護のため、これらに支障を及ぼすおそれのある工作物の新築等各種改変行為については、風致景観への支障が小さくなるよう指導する。

イ. 主な保全対象の保全方針

位置	保全対象	保全方針
1. 塩俵 (牛月町) 第3種特別地域	断崖景観 東シナ海からの季節風と五島灘の海波により陸地が浸食を受け、延長約500m、高さ約20mの六角柱の亀甲模様の柱状節理が立ち並ぶ特異な景観を呈しており、長崎県の天然記念物にも指定されている。	断崖景観展望地から望見される自然の海岸線を保持し、また、断崖上部及び後背地においても農林業以外の大規模な造成は避ける等、断崖景観展望地からの展望景観の維持に努める。
2. 黒子島 (平戸市) 特別保護地区	原生植生 黒子島は、平戸瀬戸に浮かぶ島嶼で、平戸や北松浦地方の低地を覆っていた数千年前の植生を今に伝えている。 島の中央部を覆うタブノキームサシアブミ群集と周辺の海に面した急傾斜地の	自然環境の改変を避けることにより、原生植生を保護する。

② 希少野生動植物の保護のため、それらの生息・生育地における自然環境の改変や個体の採捕等の行為は極力避け、やむを得ない場合は影響が最小限となるよう保全・代償措置を講じる。

③ 関係機関等と連携して外来生物の侵入・定着の防止に努め、緑化等には原則として自生種を使用する。

(3) 主な保全対象の保全方針

位置	保全対象	保全方針
1. 塩俵・大バエ (平戸市) 第2種特別地域 第3種特別地域	断崖景観 塩俵は東シナ海からの季節風と五島灘の海波により陸地が浸食を受け、延長約500m、高さ約20mの六角柱の亀甲模様の玄武岩による柱状節理が立ち並ぶ特異な景観を呈しており、長崎県の天然記念物にも指定されている。 大バエは塩俵から続く海蝕崖の最北端にあり、好天の時には平戸島の山岳、五島列島から遠くは壱岐、対馬まで見ることのできる好展望地である。	関係機関と連携し、断崖景観展望地から望見される自然の海岸線を保全し、また、断崖上部及び後背地においても農林業以外の大規模な造成は避ける等、断崖景観展望地からの展望景観の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。
2. 黒子島 (平戸市) 特別保護地区	原生植生 黒子島は、平戸海峡に浮かぶ小島で、平戸や北松浦地方の低地を覆っていた数千年前の植生を今に伝えている。 島の中央部を覆うドロウの生育するタブノキームサシアブミ群集と周辺の海に	関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、植物群落を保護するとともに、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。

	ハマビワ-オニヤブソテツ群集があり、国の天然記念物に指定されている。				面した急傾斜地のハマビワ-オニヤブソテツ群集があり、国の天然記念物に指定されているほか、 <u>特定植物群落に選定されている。</u>	
				<u>3. 平戸海峡</u> (平戸市) <u>普通地域</u>	<u>藻場</u> 平戸海峡は平戸瀬戸と呼ばれるほど潮流が激しく、このような場所に形成される藻場としては規模が大きく、また、ガラモ場、海中林（アラメ、クロメ、ツルアラメ）の垂直分布として典型的であるとともに、アオワカメ、ツルアラメ、アラメは分布の南限に位置しており、藻場として日本の重要湿地500に選定されている。	<u>漁業者及び関係機関と連携し、藻場の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、海城公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u>
<u>3. 川内峠</u> (平戸市) 第2種特別地域	溶岩台地地形及び草原景観 本地域の指定要件である典型的な溶岩台地地形及びその上部に広がる約30haの草原は、草原景観として優れ、本公園を代表する展望地である。	溶岩台地地形の改変を避けるとともに、適切な <u>管理により草原景観の維持</u> に努める。		<u>4. 川内峠</u> (平戸市) 第2種特別地域	溶岩台地地形及び草原景観 本地域の指定要件である典型的な玄武岩の溶岩台地地形及びその上部に広がる約30haの <u>ススキ、チガヤ、メガルカヤ</u> からなる二次草原は、その <u>草原景観及びそこから眺望景観が優れ</u> 、本公園を代表する展望地である。	<u>関係機関及び地域住民と連携し、溶岩台地地形の改変を避けるとともに、適切な野焼き等の管理による草原景観とタイワンツバメシジミの保全に努める。</u>
				<u>5. 安満岳</u> (平戸市) 第1種特別地域 第2種特別地域	<u>溶岩台地地形及び自然植生</u> 本地域の指定要件である安山岩の溶岩円頂丘の典型である安満岳は、平戸島の最高峰（標高536m）で	<u>関係機関と連携し自然環境の改変を避けることにより、地形、植物群落及び人文景観の保全に努める。</u>

					あり、平戸や松浦地方の山地を覆っていた数千年前の植生であるアカガシ林を今に伝えているとともに、 <u>神道、仏教、キリシタンの霊山</u> となっており、 <u>麓集落を含む山全体が国の重要文化的景観に指定されているほか、このアカガシ自然林は特定植物群落に選定されている。</u>	
<p>4. 礫岩 (平戸市)</p> <p>特別保護地区及び第1種特別地域</p>	<p>大陸系及び平戸島固有の植物群落</p> <p><u>礫岩の岩上に自生する大陸系のイワシデ、チョウセンノギク及びダンギク、日本系のイブキジャコウソウ及びイブキシモツケ並びに平戸島固有のイトラッキョウ等を主体とする草本群落が発達している。</u></p> <p><u>また、国の天然記念物に指定されている。</u></p>	<p>盗掘を防止するとともに、<u>生育環境を維持することにより、植物群落を保護する。</u></p>		<p>6. 礫岩 (平戸市)</p> <p>特別保護地区第1種特別地域</p>	<p>大陸系及び平戸島固有の植物群落</p> <p><u>岩峰群の集塊岩上に自生する大陸系のイワシデ、チョウセンノギク及びダンギク、日本系のミヤマビャクシン、イブキジャコウソウ及びイブキシモツケ並びに平戸島固有のイトラッキョウ等を主体とする草本群落が発達している。</u></p> <p><u>これら植物群落は国の天然記念物に指定されているほか、特定植物群落にも選定されている。</u></p>	<p><u>関係機関と連携し、盗掘を防止するとともに、周囲から簡単に立ち入れない現状を維持することにより、植物群落を保護する。</u></p> <p><u>また、礫岩北岸は、広く海蝕崖となっており、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u></p>
<p>5. 佐志岳 (平戸市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>大陸系及び平戸島固有の植物群落</p> <p>佐志岳中腹の岩場に自生する大陸系のチョウセンノギク、日本系のイブキジャコウソウ並びに平戸島固有のイトラッキョウ等を主体とする草本群落が発達している。</p>	<p>盗掘を防止するとともに、<u>生育環境を維持することにより、植物群落を保護する。</u></p>		<p>7. 佐志岳 (平戸市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>大陸系及び平戸島固有の植物群落</p> <p>佐志岳中腹の<u>安山岩質の岩場に自生する大陸系のチョウセンノギク、ダンギク、ムラサキセンブリ、日本系のイブキジャコウソウ並びに平戸島固有のイトラッキョウ等を主体とする草本群落が発達している。</u></p>	<p><u>関係機関及び地域住民と連携し、盗掘を防止するとともに、適切な野焼き等の管理による植物群落の保全に努める。</u></p> <p><u>また、近年利用者が増加していることから、関係機関と連携し、過剰利用からの植物群落保全に努める。</u></p>

<p>6. 阿値賀島 (平戸市) 特別保護地区</p>	<p>南方系植物の自生地 ビロウ、<u>ナタオレノキ</u>、<u>イソヤマアオキ</u>、<u>ミヤコジマツツラフジ</u>等南方系植物が生育し、いずれも北限に近い自生地として貴重である。 島の自然を保護するため、島全体が国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、<u>植生の自生地</u>を保護する。</p>
<p>7. 阿値賀島 (平戸市) 特別保護地区</p>	<p>鳥類生息地 国指定の天然記念物であるカラスバトが生息し、また、オオミズナギドリ及びアマツバメが繁殖する。 島の自然を保護するため、島全体が国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、鳥類生息地を保護する。</p>

<p>8. 上・下阿値賀島 (平戸市) 特別保護地区</p>	<p>南方系植物の自生地 ビロウ、<u>シマモクセイ</u>、<u>イソヤマアオキ</u>、<u>ミヤコジマツツラフジ</u>、<u>ハカマカズラ</u>等南方系植物が生育し、いずれも北限に近い自生地として貴重である。 島の自然を保護するため、島全体が国の天然記念物に指定されているほか、<u>特定植物群落にも選定されている。</u></p>	<p><u>特定植物群落に選定されている。</u> 関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、<u>植物群落を保護するとともに、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u> また、平戸市及び瀬渡し業者と連携して上陸する釣り客のマナーの普及啓発に努める。</p>
<p>9. 上・下阿値賀島 (平戸市) 特別保護地区</p>	<p>鳥類生息地 国指定の天然記念物であるカラスバトが生息し、また、オオミズナギドリ及びアマツバメが繁殖する。 島の自然を保護するため、島全体が国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、鳥類生息地を保護するとともに、漁業との調整を図りつつ、<u>隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u> また、平戸市及び瀬渡し業者と連携して上陸する釣り客のマナーの普及啓発に努める。</p>
<p>10. 上段の野 (平戸市) 第2種特別地域 第3種特別地域</p>	<p><u>希少種を含む草原景観</u> 上段の野は、<u>メガルカヤ草原</u>となっており、本管理計画区では少ない<u>ワレモコウ</u>を随伴する<u>ムラサキセンブリ</u>、<u>ヒナヒゴタイ</u>、<u>フナバラソウ</u>、<u>ヒヨドリバナ</u>類のお花畑となっている。</p>	<p>関係機関及び地元住民と連携し盗掘を防止するとともに、<u>適切な野焼き等の管理により希少種が生産する草原景観の保全に努める。</u> また、近年利用者が増加していることから、<u>関係機関と連携し、過剰利用からの植物群落保全に</u></p>

<p>8. 志自岐神社 地の宮、沖の宮 (平戸市)</p> <p>地の宮 第3種特別地域</p> <p>沖の宮 第2種特別地域</p>	<p>社叢林</p> <p>地の宮社叢は、タブノキームサシアブミ群集として、平戸南部の低地の自然林の原型をよく残している林である。</p> <p>沖の宮社叢は、本島側の斜面と山頂部にタブノキームサシアブミ群集、外海側の斜面にハマビワ-オニヤブソテツ群落があり、共に、<u>県の天然記念物に指定されている。</u></p>	<p><u>関係機関と協力し、植生の保護に努める。</u></p>
<p>1.1. ^{しじき}志自岐神社 中宮 地の宮、沖の宮 (平戸市)</p> <p>中宮 第1種特別地域</p> <p>地の宮 第3種特別地域</p> <p>沖の宮 第2種特別地域</p>	<p>社叢林</p> <p>中宮社叢は、<u>スダジ-ヤブコウジ群集、地の宮社叢は、アオノクマタケランやアリドシを随伴したタブノキームサシアブミ群集として、ともに平戸南部の低地の自然林の原型をよく残している林である。</u></p> <p>沖の宮社叢は、本島側の斜面と山頂部にタブノキームサシアブミ群集、外海側の斜面にヒトツバハギを伴うハマビワ-オニヤブソテツ群落がある。<u>地の宮社叢と沖の宮社叢は、長崎県の天然記念物に指定されている。</u></p>	<p><u>関係機関と協力し、各植物群落の保全に努める。</u></p>
<p>1.2. 志々伎山 (平戸市)</p> <p>第1種特別地域</p>	<p><u>岩塊地植物群落</u></p> <p>志自岐神社中宮を越えた9合目付近からの志々伎山の山頂付近は、鋭く突出した典型的な溶岩円頂丘の景観を呈しており、安山岩岩塊地には大陸系のイワシデや日本系のイブキジャコウソウなどの岩角地植物が多く見られ、<u>特定植物群落に選定されている。</u></p>	<p><u>近年利用者が増加傾向にあることから、関係機関と連携し、過剰利用からの植物群落保全に努める。</u></p> <p><u>また、志々伎山南部は広く海蝕崖となっており、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u></p>
<p>1.3. 志々伎山西半島 (平戸市)</p>	<p><u>カシワ混交群落</u></p> <p>志々伎山から宮ノ浦に至る半島部には遺存種のカシワを混交する群落が多く見</p>	<p><u>関係機関と連携し、カシワ混交群落の保全に努める。</u></p>

9. 頭ヶ島地先海中 (平戸市) 海城普通地域	サンゴ群集景観 海峡近く約10mの深さに枝状サンゴのエダミドリシの大群落及びトウナスカイメンの群集が見られ、また、ホンダワラの海藻林及びミリン林の特異な景観が特徴となっている。	海中公園地区として指定も視野に入れ、今後調査等を進める。
10. 九十九島 (田平町、鹿町、小佐々町、佐世保市) 第1種特別地域 第2種特別地域	多島海景観 九十九島及びその周辺本土海岸部は多島群と典型的なリアス式海岸により独特の多島海景観を呈しており、本公園景観を代表するものである。	漁業等との調整を図りつつ、自然海岸を保護し、特に展望対象として重要な島嶼の地形及び植生の改変を避け、景観の保護に努める。
11. 九十九島 (佐世保市)	トビカズラの生育地 マメ科の植物であるトビカズラは、熊本県の山鹿市	自然環境の改変を避けることにより、生育地の保護に努める。

第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	られ、貴重な植物群落となっている。	
14. 志々伎湾 (平戸市) 普通地域	藻場 志々伎湾には大規模な藻場(ガラモ場、アラム場)とアマモ場が分布しており、藻場として日本の重要湿地500に選定されている。	関係機関と連携し、藻場及びアマモ場の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、海城公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。
15. 宮ノ浦湾 (平戸市) 普通地域	サンゴ群集景観 頭ヶ島から高島周辺にわたる宮ノ浦湾では、約10mの深さに枝状サンゴのエダミドリシの大群落及びトウナスカイメンの群集が見られ、また、ホンダワラ及びミリンによる海藻林の特異な景観が特徴となっている。	関係機関と連携し、サンゴ群集等の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、海城公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。
16. 九十九島 (平戸市、佐世保市) 第1種特別地域 第2種特別地域	多島海景観 208の島々からなる九十九島及びその周辺本土海岸部は、多島群と典型的なリアス式海岸により独特の多島海景観を呈しており、自然海岸率も80%を越え、本公園景観を代表するものである。	漁業者及び関係機関との調整を図りつつ、自然海岸を保全し、特に展望対象として重要な島嶼の地形及び植生の改変を避け、多島海景観の保全に努めるとともに、海城公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。
17. 九十九島 (佐世保市)	トビカズラ生育地 マメ科の植物であるトビカズラは、熊本県の山鹿市	関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、生育地の保全に努めるとともに、漁業

第1種特別地域	が日本における唯一の <u>生息地</u> として国の特別天然記念物に指定されていたが、九十九島島嶼の一つであるトコイ島において、平成 <u>13</u> 年に発見された。生育面積は約0.7haに及んでいる。	
<u>1.2</u> 、九十九島	干潟及び海域	漁業等との調整を図り

第1種特別地域	が日本における唯一の <u>生育地</u> として国の特別天然記念物に指定されていたが、九十九島島嶼の一つであるトコイ島において、平成 <u>12</u> 年に発見された。生育面積は約0.7ha以上 <u>に及んでいる。</u>	との調整を図りつつ、隣接海域の <u>海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u>
<u>1.8</u> 、九十九島 (佐世保市) 第1種特別地域 第2種特別地域	<u>ハマジンチョウ生育地</u> 南方海岸植生の構成種であるハマジンチョウは、 <u>当管理計画区の九州本土には生育しておらず、大島、上小高島、トコイ島等の離島数カ所に自生するのみとなっている。</u> 大島はハマジンチョウ自然分布の最北限である。	<u>関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、生育地の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u>
<u>1.9</u> 、九十九島 (佐世保市) 第1種特別地域	<u>ハカマカズラ生育地</u> 南方海岸植生の構成種であるハカマカズラは、 <u>九十九島の下島が九州西海岸の分布の北限となっており、長崎県の天然記念物に指定されている。</u>	<u>関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、生育地の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u>
<u>2.0</u> 、九十九島 (佐世保市) 第1種特別地域 第2種特別地域	<u>イソチビゴミムシ生息地</u> 九十九島地域の礫浜は、 <u>九州本土で唯一イソチビゴミムシの生息が確認されている。</u>	<u>関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、生息地の保全に努めるとともに、漁業との調整を図りつつ、隣接海域の海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u>
<u>2.1</u> 、九十九島	干潟及び海域	漁業者及び関係機関と

<p>(佐世保市)</p> <p>第1種特別地域 第2種特別地域 <u>海域普通地域</u></p>	<p>島嶼等の干潟及び海域は、生物の多様性が極めて高く、アマモ、コアマモ等の潮間帯植物や、カブトガニ、シオヤガイ、シロウミアメンボ等の希少動物が確認されている。</p>	<p><u>つつ、干潟及び海域の保護に努める。</u></p>
<p><u>13. 江楯池</u></p> <p>(佐世保市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>野鳥生息地</p> <p>県内最大のサギ類繁殖地で、アオサギ、コサギ、ゴイサギ、カワウ等が繁殖している。</p> <p>冬季はカモ類も多く、希少種のおンドリ及び<u>ヘラサギ</u>も飛来する。一帯は、江楯池野鳥の森として観察施設が整備され、県指定鳥獣保護区にも指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、<u>生息地の保護に努める。</u></p>

<p>(佐世保市)</p> <p>第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域</p>	<p>島嶼等の干潟及び海域は、生物の多様性が極めて高く、アマモ、コアマモ等の潮間帯植物や、カブトガニ、シオヤガイ、シロウミアメンボ等の希少動物が確認されている。</p> <p><u>佐々川以南の南九十九島は、希少海生昆虫であるウミアメンボ類の生息地として日本の重要湿地500に選定されている。</u></p> <p><u>また、佐々川河口北部にある長浦は、九十九島地域では珍しい砂干潟となっており、地先海域にはアマモが生育し、干潟ではミドリシャミセンガイ、カニモリガイ、フドロが、潮間帯上部ではオカミミガイ類といった希少種が生息している。</u></p>	<p>の調整を図りつつ、干潟及び海域の<u>保全に努める</u>とともに、<u>海域公園地区指定も視野に入れ、今後の調査等を進める。</u></p>
<p><u>22. 江楯池</u></p> <p>(佐世保市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>野鳥生息地</p> <p>県内最大のサギ類繁殖地で、アオサギ、コサギ、ゴイサギ、カワウ等が繁殖している。</p> <p>冬季はカモ類も多く、希少種のおンドリも飛来する。一帯は、江楯池野鳥の森として観察施設が整備され、県指定鳥獣保護区にも指定されている。</p>	<p><u>関係機関と連携し、自然環境の改変を避けることにより、野鳥生息地の保全に努める。</u></p>
<p><u>23. 生月島・平戸島</u></p>	<p><u>タイワンツバメシジミ(本土亜種)生息地</u></p>	<p><u>タイワンツバメシジミは国レッドリストの絶滅</u></p>

--	--	--

<p>(平戸市)</p> <p>第2種特別地域</p> <p>第3種特別地域</p>	<p>シバハギとイネ科草本が混生する群落は、タイワンツバメシジミがその生活史の全てをおくる場所であり、採草によって成立している。近年採草による牧畜が行われなくなったため、タイワンツバメシジミの個体数が全国で激減しており、生月島と平戸島は重要な生息地となっている。</p>	<p>危惧IB類となっており、当該地の個体群が指定昆虫となっていることから、平戸市、牧野組合等関係機関及び地域住民との協働で、野焼きではなく、旧来の人手による採草地の維持・管理、或いは林道ソデ群落のような人為草地を適切に管理することによって、タイワンツバメシジミの生息環境となるシバハギ(食草)を随伴した低葎イネ科草本群落(イネ科草本の地表葎部付近が幼虫越冬場所)の保全に努める。</p>
--	---	--

(4) 公共事業

地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、港湾、治山、海岸保全施設等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、次年度以降に実施が見込まれている事業について、県及び市の公共事業担当部局と事前に事業内容の調整を図るものとする。

(2) 利用に関する方針

ア. 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の利用特性は、九十九島地域における外洋性多島海景観、生月・平戸地域における特色ある火山地形等の風景観賞、平戸地区のキリシタン信仰、西欧との対外貿易等に関する文化・歴史景観等の探勝利用が多く、立ち寄り型の利用形態が主となっている。

また、夏期を中心とする海水浴、キャンプ、釣り等の利用とともに、九十九島では、ヨット、カヌー等の利用が行われている。これらの自然資源と人文資源に恵まれた特性をいかした、体験型利用を積極的に推進する。

イ. 利用施設の整備及び管理方針

現在の利用の現状等を踏まえ、次の方針により適切に利用施設を整備及び管理し、利用の促進を図っていくものとする。

- ① 優れた自然景観を有する地域については、その保全に十分配慮し、特に海岸線については、海岸の自然環境への影響を最小限とする方法での整備を図る。
- ② 整備に当たっては、海域の汚染防止に努めて配慮する。
- ③ 鹿子前及び北九十九島集団施設地区を拠点とした自然体験型利用を推進するための施設の整備を図る。
- ④ 歩道、園地等の適正な利用を図るために、解説板、指導標等の拡充整備を図る。また、外国人利用者が多いことから、外国語併記に努める。
- ⑤ 快適で安全な利用環境を維持するため、施設の補修、改修、清掃等適切な管理を図る。
- ⑥ 公園利用者に対する自然情報の提供、利用施設への誘導及び利用マナーの向上を図るための各種情報提供を行う。
- ⑦ 自然とのふれあいを促進するための活動の推進を図る。

6. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の利用特性は、平戸地域での断崖・火山地形等の景観観賞及び登山並びにキリシタン信仰・西欧との対外貿易等に関する文化・歴史景観等の探勝、九十九島地域における多島海景観鑑賞が多く、交通の便も良く公園区域内に宿泊施設も少ないことから、立ち寄り型の利用形態が主となっている。

また、通年、利用者の多い釣りのほかに、夏期を中心とする海水浴、キャンプ等の利用、九十九島ではヨット、シーカヤック等の利用が行われている。

これらの自然資源と人文資源に恵まれた特性と、公園区域に隣接して大都市が存在する特殊な立地をいかすことにより、公園区域外の施設・資源も活用した多様性のあるエコツーリズムを積極的に推進する。

(2) 利用施設の整備及び管理方針

現在の利用の現状等を踏まえ、次の方針により環境省をはじめとする公園事業執行者等各事業主体が適切に利用施設を整備及び維持管理し、利用の促進を図っていくものとする。

- ① 優れた自然景観を有する地域については、その保全に十分配慮し、特に海岸線については、海岸の自然環境への影響を最小限とする方法での整備を図る。
- ② 整備に当たっては、海域の汚染防止に努めて配慮する。
- ③ 鹿子前及び北九十九島集団施設地区を拠点とした自然体験型利用施設の活用を推進する。
- ④ 歩道、園地等の適正な利用を図るために、入口誘導標識、解説板、指導標等の拡充整備を図る。また、外国人利用者が多いことから、外国語併記に努める。
- ⑤ 快適で安全な利用環境を維持するため、施設の補修、改修、清掃等適切な維持管理を図る。
- ⑥ 公園利用者に対する自然情報の提供、利用施設への誘導及び利用マナーの向上を図るための各種情報提供を九十九島ビジターセンターを中心に行う。また、平戸島南部には貴重な自然資源が多く、近年利用者も増加していることから、情報提供施設の設置を関係機関と検討する。
- ⑦ 利用施設を活用した各種自然体験活動を九十九島ビジターセンターを中心に、N

⑧ マリナー施設について、不法係留、風致景観への支障等の対策を図るよう努める。

3. 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

平戸・九十九島地域の利用形態を踏まえ、各地区の整備方針は次のとおりとする。本地域を、行政区分や利用形態のまとまりなどから、生月島、平戸島及び九十九島の3つの各地区に大別する。

各地区とも、火山地形、海岸地形、植物群落等の自然景観及び史跡等の文化景観に恵まれており、各地区の特性をいかした施設の整備を行うため、以下のとおり整備方針を定めるものとする。

なお、施設の整備に当たっては、県及び市町等との綿密な連携の下、自然環境の保全に留意しつつ、自然体験、環境学習、伝統文化体験等といったふれあい型の公園利用の推進を図るものとする。

地 区	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
生月島地区	<p>生月島は本公園の北端に位置する島で、平成3年に生月大橋により平戸島と連結され、利用者は飛躍的に増加している。</p> <p><u>海路では、福岡と五島列島を結ぶフェリーの寄港地にもなっている。</u></p> <p>公園利用としては、おおむね島の西側海岸に興味地点が点在し、海岸線の道路を利用しながら、海岸からの展望、海蝕崖の景観観賞、散策、休憩等の利用が行われている。今後は次のとおり整備を図るものとする。</p> <p>なお、本島は地滑りしやすい地質であることから、整備に当たっては、十分留意するものとする。</p>

POやボランティア団体と連携して実施する。

⑧ 公園区域内外に整備される九州自然歩道が効果的に利活用されるよう関係機関との連携を図り、施設の活用を積極的に促す。

(3) 地区ごとの整備・利用方針

6. (1)及び(2)に記載した利用・管理に関する基本方針に基づき、平戸・九十九島地域の整備・利用方針は次のとおりとする。なお、ここでは本管理計画区を、地理及び利用形態のまとまりなどから、平戸地域を生月島地区、平戸島地区に細分、それに九十九島地区を加えた3地区に大別する。

各地区とも、火山地形、海岸地形、植物群落等の自然景観及び史跡等の文化景観に恵まれており、それぞれの特性をいかした施設の整備を行うものとする。

なお、施設の整備に当たっては、環境省、長崎県及び市等各整備主体は、自然環境の保全に留意しつつ、公園区域内外の各種利用施設事業者との連携を考慮して行うものとする。

その上で、各主体は、綿密な連携の下、自然体験、環境学習、歴史学習、伝統文化体験等を組み合わせたエコツーリズムの推進を地域住民と協働して図るものとする。

また、各整備主体は、セルフガイドを作成するとともに、関係機関共同での広域連携パンフレットの作成とウェブサイトの活用を検討する等広く国民への西海国立公園全体の情報発信を行う。特に環境省においては、関係自治体、マスコミ、観光協会、NPO等と連携して、九十九島ビジターセンターを中核として、恒常的に西海国立公園についての適正な情報発信・Rを行い、適切な公園利用の促進を図る。

地 区	現在の利用形態及び今後の整備・利用方針
生月島地区	<p>生月島は本公園の北端に位置する島で、平成3年に生月大橋により平戸島と連結され、利用者は飛躍的に増加したが、それ以降は微増傾向となっている。</p> <p>公園利用としては、おおむね島の西側海岸に興味地点が点在し、海岸線の道路を利用しながら、海岸からの展望、海蝕崖の断崖景観観賞、散策、休憩、釣り等の利用が行われている。今後は次のとおり整備・維持管理を図るとともに、<u>関係機関等との協働により大パエリア地をはじめとする各興味地点のセルフガイド類の作成を検討する。</u></p> <p>なお、本島は地滑りしやすい地質であることから、整備に当たっては、十分留意する。</p>

	<p>① 生月島北部 島北端に位置する高さ100mといわれる断崖上の大バエは好展望地であり、駐車場、歩道及び公衆便所が整備されている。 大バエを拠点として、草原及び海岸線の展望利用及び自然観察を行うための歩道が塩俵の断崖展望地まで整備された。今後、さらに利用の促進を図っていくものとする。</p> <p>また、歩道沿いの園地整備を検討する。</p> <p>② 生月島南部 海岸沿いの車道の石原橋付近は、徒歩で比較的容易に海岸まで到達でき、断崖景観及び五島列島の展望にも優れ、自然探勝の利用拠点に適していることから、園地及び野営場の整備を検討する。 長瀬鼻は、五島列島の展望に優れ、小規模な駐車場が整備されている。既設灯台を中心に園地の整備を検討する。 小丘陵地の山頭は展望及びピクニック園地として、休憩所歩道、駐車場、公衆便所等が整備されており、ハチクマ等渡り鳥の好観察地でもあることから、今後、野鳥解説板等の整備を検討する。</p>
平戸島地区	<p>平戸島とその属島から成る地区で、本島は平戸大橋により本土と連結されているほか、平戸港・鹿子前間の観光船航路及び津吉港・佐世保市相浦港間の定期航路がある。</p> <p>平戸島の主要な利用形態は、公園外である平戸市街を中心とした貿易の歴史、異国文化、キリシタン教会等の人文景観観賞であり、宿泊拠点も市街地が中心となっている。</p>

	<p>① 生月島北部 島北端に位置する高さ100mといわれる海蝕断崖上の大バエ園地は好展望地であり、駐車場、歩道及び公衆便所が整備されている。 大バエを拠点として、草原及び海岸線の展望利用及び自然観察を行うための歩道が柱状節理断崖景観の美しい塩俵まで長崎県により整備され、さらにその歩道を取り込んで九州自然歩道が生月島南部、平戸島、佐世保市まで連結されたことから、今後、長崎県、平戸市と協働して大バエ塩俵間を公園利用拠点として利用の促進・維持管理を図る。</p> <p>② 生月島南部 海岸沿いの車道の石原橋付近は、比較的海岸に近く、断崖景観及び五島列島の展望にも優れていることから、駐車場及びアプローチ道を含む園地整備の可能性を関係機関と検討する。 長瀬鼻は、五島列島の展望に優れているが、案内標識がなく車道も狭隘なため利用者は非常に少ない。各種標識整備を主体に車道に離合場所を複数設置し、既設灯台を中心とした園地整備の可能性を関係機関が検討する。 小丘陵地の山頭園地は、展望及びピクニック園地として、休憩所、歩道、駐車場、公衆便所等が整備されており、ハチクマ等渡り鳥の好観察地でもあるが、施設が老朽化し、また、奥まった場所で誘導標識が不十分なため、園地の利用者は非常に少なく、今後、再整備の検討を関係機関が行う。山頭園地北部の番岳も同様である。</p>
平戸島地区	<p>平戸島とその属島からなる地区で、本島は昭和52年に平戸大橋により本土と連結されているほか、前津吉港・佐世保相浦港間の定期航路がある。</p> <p>平戸島の主要な利用形態は、公園外である平戸市街を中心とした貿易の歴史、異国文化、キリシタン教会等の人文歴史景観観賞であり、宿泊拠点も市街地が中心となっている。</p> <p>公園利用としては、展望地からの景観観賞、ハイキ</p>

公園利用としては、展望地からの多島海景観等の観賞やハイキング等が行われている。今後は次のとおり整備を図るものとする。

① 平戸島北部

白岳は、玄界灘等の展望に優れ、比較的小規模な広場や駐車場、公衆便所等が整備されている。今後は、施設の老朽化に伴う再整備及び案内板・解説板の整備を検討する。

草原景観地である川内峠は、園地整備により園路、休憩所、駐車場、公衆便所等が整備されている。本地区の多島海景観等の展望の中心地であり、今後は、平戸市が、公園外である総合運動公園を歩道により川内峠園地と連結するとしていることから、これに併せて公園利用の充実を図るため、園路及び四阿の整備を検討する。

② 平戸島南部

当地区には、志々伎山の浸食火山地形等特異な山容景観のほか、大陸系植物や島固有植物の生育地も存在している。

志々伎山、佐志岳、屏風岳等では少数ながら登山利用が行われており、志々伎山の一部では平戸市により歩道整備が行われている。

今後は、志々伎崎から西に延びる海蝕崖景観に優れた野子志々伎線歩道及び佐志岳屏風岳線の探勝歩道の整備について検討する。また、案内板、解説板等の整備を検討する。

なお、整備に当たっては貴重な植物の保護に留意する。

ング、登山、釣り等が行われている。今後は次のとおり整備・維持管理を図るとともに関係機関等の協働で各興味地点のセルフガイド類の作成を検討する。

① 平戸島北部

白岳は、玄界灘等の展望に優れ、比較的小規模な砲台跡地広場や駐車場、公衆便所等が整備されている。今後は、老朽化しつつある施設を適切に維持管理しながら、再整備について公園事業執行者である平戸市と検討する。

野焼きによる草原景観地である川内峠は、園地、野営場整備により園路、休憩所、駐車場、公衆便所等が整備されている。本地区の島嶼山岳景観等の展望の中心地で、平戸島全体で最も公園利用者数の多い興味地点である。さらに九州自然歩道のルートとなったことから、既存施設の適切な維持管理に加え、川内峠園地休憩所の情報提供機能の強化を公園事業執行者である平戸市と検討し、公園利用の充実を図る。

平戸島の最高峰である安満岳（536m）は、神道、仏教、キリシタンの霊山となっており、国の重要文化的景観にも指定されている。また、近年登山者が増加していること及び九州自然歩道のルートとなったことから、これに併せて安満岳のセルフガイド類の作成を関係機関等と検討する。

② 平戸島南部

当地区には、志々伎山の浸食火山地形等特異な山岳景観のほか、大陸系植物や島固有植物の生育地も存在している。

志々伎山、佐志岳、屏風岳等では登山利用が行われており、志々伎山では古くから信仰のための登山道が存在している。屏風岳山頂には旧日本軍の観測所が現存している。

また、上段の野では近年野焼きによるお花畑と平戸島南部の山岳景観を鑑賞するための利用者が増加傾向にある。

今後は、上段の野を含む平戸浜岳線歩道、志々伎崎から西に延びる海蝕崖景観に優れた志々伎山線歩道及びお花畑に恵まれた佐志岳屏風岳線歩道の整備及び情

九十九島地区	<p>九十九島と本土の北松浦半島の西部海岸線を主とした地区で、微小島嶼とリアス式海岸線からなる独特な多島海景観を呈している。</p> <p>内陸部の小起伏となった丘陵地は主として多島海景観の展望休憩地として利用されている。</p> <p>鹿子前は、遊覧船及び平戸とを結ぶ観光船の発着地となっており、他の海岸部でも海水浴、キャンプ、ヨット、カヌー等が行われている。次のとおり整備を図るものとする。</p>
	<p>①北九十九島</p> <p>長串山には、北九十九島集団施設地区として、園路、休憩所、駐車場、公衆便所等が整備されており、<u>鹿町町により約10万本と言われるツツジが植栽され、特に春のツツジ開花期には多くの利用者で賑わう。また、野営場も整備されており、利用は増加している。今後は、ツツジ園の特徴を保ちつつ、快適な利用が図られるよう、施設の補修、改修及び維持管理に努める。</u></p> <p>冷水岳は、北九十九島、五島列島等多島海景観の好展望地であり、園地事業として展望所、園路、駐車場、休憩所、公衆便所等が整備されている。今後は、<u>老朽化した施設の補修及び改修並びに安全施設の充実に努める。また、当該園地のクロマツ林内には、ヤマツツジの生育地があることから、その保護育成に努める。</u></p>

	<p>報提供施設の設置について関係機関と検討する。また、案内板、解説板、<u>セルフガイド類等の整備も同様に検討する。</u></p> <p>なお、歩道の整備・維持管理に当たっては貴重な植物の保護を第一条件として検討する。</p>
九十九島地区	<p>九十九島と本土の北松浦半島の西部海岸線を主とした地区で、微小島嶼とリアス式海岸線からなる独特な多島海景観を呈している。<u>九十九島地域は佐々川の河口を境に北九十九島と南九十九島に地形・地質・成立年代の違いから分けられている。</u></p> <p>内陸部の小起伏となった丘陵地及び山地は、主として自動車利用で到達できる多島海景観の展望休憩地として利用されているため登山利用者は少ない。</p> <p>鹿子前は、<u>南九十九島の遊覧船の発着地であり、ビジターセンター、水族館、休憩所、園地などが整備され、当管理計画区の主要利用拠点となっている。また、鹿子前以外の海岸部でも海水浴、キャンプ、ヨット、シーカヤック、釣り等が行われており、今後は次のとおり整備・維持管理を図るとともに、関係機関が協働で各興味地点のセルフガイド類の作成を検討する。</u></p>
	<p>①北九十九島</p> <p>長串山には、北九十九島集団施設地区として、園路、休憩所、駐車場、公衆便所等が整備されており、<u>旧鹿町町時代に約10万本のヒラドツツジやクルマツツジが植栽され、特に春のツツジ開花期には多くの利用者で賑わう。また、休憩所や野営場も整備されており、今後は、ツツジ園の特徴を保ちつつ、ツツジの開花期以外にも魅力的かつ快適な利用が図られるよう、施設の補修、改修及び維持管理に公園事業執行者とともに努める。</u></p> <p>冷水岳は、北九十九島、五島列島等多島海景観の好展望地であり、園地事業として展望所、園路、駐車場、休憩所、公衆便所等が整備されている。今後は、<u>老朽化した施設の補修及び改修に公園事業執行者とともに努める。また、当該園地のクロマツ林内には、ヤマツツジの生育地があることから、その保護育成に努</u></p>

神崎は、日本本土最西端の地として芝生広場、歩道、駐車場、公衆便所等が整備されており、今後は、園地事業として、海岸の生き物観察や周辺の興味地点との連絡のための歩道、車道及び駐車場の整備の実を検討する。

大島は、鹿町町の西海岸に浮かぶ無人島であり、園地事業として、園路、広場、休憩所、浮棧橋等が設置され、自然学習体験やシーカヤックに利用されている。今後は、公衆便所の設置について検討する。

②南九十九島

鹿子前集団施設地区は、九十九島地域の自然探勝及び水辺レクリエーションの拠点として本公園の利用の中心地である。今後は、海とのふれあいの充実を図るため、体験型利用推進のための施設の整備を検討する。また、自然とのふれあいや、博物展示施設が催す野外活動にも利用できる園路の整備を行う。

烏帽子岳、弓張岳及び石岳は、九十九島の多島海景観や佐世保港の好展望地であり、公衆便所、芝生広場、休憩所、駐車場等が整備されている。今後も、快適で適正な利用が図られるよう施設の補修、改修及び維持管理に努めるほか、利用者が積極的に自然とのふれあいを行うことができる登山歩道の整備を検討する。

高島は、九十九島の一つで有人島であり、本十側と

める。

神崎こうさきばな(神崎島)は、日本本土最西端の地として芝生広場、海岸線の歩道、駐車場、公衆便所等が整備されており、今後は、園地事業として佐世保市が事業執行し施設の充実を図る。

大島は、北九十九島の無人島であり、長崎県が園地事業として、園路、休憩所、浮棧橋、公衆便所等を設置している。自然学習体験やシーカヤックに利用されているが、ほとんどPRされていないため利用者数は少ない。今後は、施設を適切に維持管理するとともに、一層の利活用方策について関係機関と検討する。

高島は、九十九島の一つで有人島であり、本十側との間にフェリー及び海上タクシーが就航しており、毎時間で離島の雰囲気を楽しむことができる。高島港の近くにある番岳には、高島遠見番所の狼煙台跡や旧日本軍の砲台、聴音照射指揮所等の跡地があり、現在は園地事業として、山頂及び高島港周辺に芝生広場、休憩所、公衆便所等が整備されているが、過去の原型をしのぶことができる。今後も、公園事業執行者は施設の維持管理に努めるほか、利用者が積極的に自然とのふれあいや歴史学習等を行うことができるよう園路及び解説板の整備を関係機関及び地域住民と検討する。

②南九十九島

鹿子前集団施設地区は、九十九島地域の自然探勝及び水辺レクリエーションの拠点として本公園の利用の中心地である。今後は、海とのふれあいの充実を図るため、体験型利用推進施設としてビジターセンター、水族館、園地等が整備されていることから、関係機関は南九十九島関連のセルフガイド類の充実を図る。長尾半島園地については、環境省は関係機関、ボランティア団体等の協力を得てイベントの開催等を通じた活性化策を講じる。

烏帽子岳、弓張岳及び石岳は、九十九島の多島海景観や佐世保港の好展望地であり、烏帽子岳及び弓張岳には公衆便所、芝生広場、休憩所、駐車場等が整備されている。今後も、快適で適正な利用が図られるよう施設の補修、改修及び維持管理に公園事業執行者である長崎県及び佐世保市は努めるほか、利用者が積極的

との間に毎日フェリーが就航しており、短時間で離島の雲間を味わうことができる。高島港の近くにある番岳には、高島遠見番所の狼煙台跡があり、園地事業として、休憩所、公衆便所等が整備されている。今後も、施設の補修及び改修並びに維持管理に努めるほか、利用者が積極的に自然とのふれあいや島の歴史学習等を行うことができるよう園路の整備を検討する。

に自然とのふれあいを行うことができる弓張岳から将冠岳に至る登山道の整備可能性を関係機関で検討する。

また、弓張岳の展望所隣接地には旧日本軍の砲台跡地を芝生園地に整備しているが利用者は少なく、弓張岳園地活性化のために、近代史的観点からの再整備を関係機関で検討する。なお、弓張岳の既存展望所では、バリアフリー化が実施されているとともに、九十九島方向を良く展望できるバリアフリーの展望所も新たに整備されている。

俵ヶ浦半島も弓張岳同様に旧日本海軍の砲台跡地や観測所、倉庫群等が残っており、それらからの南九十九島の展望は新しい南九十九島の魅力を引き出す視点場と歴史学習の場になることから、俵ヶ浦半島の整備の可能性についても関係機関で検討する。

(2) 一般公共施設 …… (5 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(4)へ移項)

地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、港湾、海岸保全施設等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、次年度以降に実施が見込まれている事業について、県及び市町の公共事業担当部局と事前に事業内容の調整を図るものと

する。

4. 事業施設の管理に関する事項

県及び市町等が整備した園地、駐車場、公衆便所、歩道等の公園事業施設にあっては、利用施設への誘導案内板を整備するとともに、利用者が安全で快適に利用できるようそれぞれの事業執行者が適切な管理に努める。特に、公衆便所については、快適な公園利用を推進していくためにも維持管理の充実を図っていくこととする。

また、利用地点等における通景伐採については、当初の整備目的に照らして風致景観との調整を図りながら行うこととする。

なお、ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理が可能な場所以外は設置しない。

5. 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説等に関する事項

ア 自然とのふれあいを促進するための行事

自然に親しむ運動の期間中及び春から秋の利用シーズンを中心に自然観察会等の行事を関係機関と協力して実施する。

平戸・九十九島地域は、九十九島に代表される多島海と穏やかな水面、平戸島の安満岳、志々伎山等の特色のある火山地形及び多様な植物群落、各所に見られる海蝕地形、特色のある渡り鳥等豊かな自然資源に加えて、キリシタン文化に由来する教会、聖地等の文化、歴史資源も存在する。これらの資源を活用し、より積極的に自然とふれあえる公園利用を推進していくものとする。

なお、こうした自然資源及び文化資源の案内及び解説を行う人材を積極的に育成する必要がある。現在実施している自然観察会及び観察対象となる資源は以下のとおりであり、パークボランティアの育成を図る等関係団体の協力を得ながら、事業を推進していくものとする。

① 山の自然観察

平戸・九十九島地域の内陸部は、小起伏の丘陵山地となっており、各所に溶岩台地が見られる。九十九島地区においてはカシ・シイ林等の中に九州自然歩道が、平戸地区においては草原植生及びマテバシイ林の中に歩道が整備されている。これらを利用しながら、環境省、県及び町が協力し観察会を実施している。

(4) 事業施設の管理に関する事項

県及び市が整備した園地、駐車場、公衆便所、歩道等の公園事業施設にあっては、利用施設への誘導案内板を整備するとともに、利用者が安全で快適に利用できるようそれぞれの事業執行者が適切な管理に努める。特に、公衆便所については、快適な公園利用を推進していくためにも維持管理の充実を図っていくこととする。

また、利用地点等における通景伐採については、当初の整備目的に照らして風致景観と調整を図りながら公園事業執行地外の取扱は、関係機関が協働して検討する。

なお、ゴミ箱、吸い殻入れ等は、原則として設置しない。

(5) 利用者の指導等に関する事項

① 自然とのふれあいを促進するための活動

春から秋の利用シーズンを中心に自然観察会等を九十九島ビジターセンターを中心に関係機関等と協力して実施する。さらに、九十九島ビジターセンターからは遠い生月島地区及び平戸島地区においては、平戸市及び地元野外活動関係NPOとの連携を図る。

平戸・九十九島地域は、九十九島に代表される多島海と穏やかな水面、平戸島の安満岳、志々伎山等の特色のある火山地形及び多様な植物群落、各所に見られる海蝕地形、特色のある渡り鳥等豊かな自然資源に加えて、公園区域の内外にはキリシタン文化に由来する教会、聖地等の文化資源、旧日本軍の遺構等の歴史資源も存在する。これらの資源を活用し、より積極的に自然と地域の歴史文化を体感できる公園利用を推進していくものとする。

なお、現在自然とのふれあい対象となる主な資源は以下のとおりであり、こうした自然資源及び人文資源の案内及び解説を行う人材を積極的に育成する必要がある。今後は、九十九島ビジターセンターを中心に、同ビジターセンターが事務局となって「西海パールシーリゾート」内で活動している「九十九島ボランティア」と連携しつつ、生月島地区及び平戸島地区も活動範囲に含むパークボランティアの設立・育成も図る等関係機関等の協力を得ながら、人材の育成を推進する。

a) 山野

平戸・九十九島地域の内陸部は、丘陵地や山地となっており、各所に溶岩台地が見られる。九十九島地区においてはシイ・カシ林等の中に、生月島地区及び平戸島地区においては生月島北西部の採草地、川内峠の野焼草原とマテバシイ林、安満岳のアカシイ林等の中に九州自然歩道や園地が整備されている。

さらに、平戸島南部には野焼草原の佐志岳、上段の野、信仰の山として志々伎山、屏風岳があり登山道も地元により整備されており、貴重な固有種の植物を観ることが

② 海の自然観察

九十九島は、多島海ゆえに静穏な海域であり、海を使った自然体験には恵まれた環境である。鹿町町では海洋オリエンテーリング及びヨット、シーカヤック等の体験試乗会が行われている。また、鹿子前では、ヨット、シーカヤック、無人島上陸体験等が行われている。

③ 海の生き物観察

本地域は、海型の公園であり身近な海岸で生活している動植物を観察するのに適した地域となっている。

④ 鳥類観察

本地域は、繁殖地と越冬地の間を春と秋に南北に移動する南北型と東西に移動する東西型の渡りのルートが交差する十字路になっている。南北型のものとしては、2月下旬から3月下旬にかけて出水平野等で越冬したマナヅル及びナベヅルがシベリア大陸又は中国北東部へ向かう北帰行を、9月中旬を中心にアカハラダカが朝鮮半島や中国から越冬地であるフィリピン以南の東南アジアに向かう渡りを観察することができる。また、東西型のものとしては、南方で越冬するハチクマ、ツバメ、コムクドリ等が観察できる。

さらに、佐世保市の江楯池ではサギ類及び冬季のカモ類、生月町ではまれに大陸系の野鳥も観察されることがある。

⑤ 教会等の歴史探勝

本地域には、平戸及び生月を中心として史跡、教会等が存在しており、テーマごとに探勝コースを設定することにより、歴史の体験学習ができる地域となっている。

きる。

b) 海

九十九島地区は、多島海ゆえに静穏な海域であり、海を使った自然体験には恵まれた環境である。佐世保市鹿町町の「鹿町海洋スポーツ基地」、同市小佐々町の「小佐々海洋スポーツ基地」、同市鹿子前町の「西海パールシーリゾート」では、ヨット、シーカヤック等の試乗体験ができる。今後、これらの施設の連携について関係機関及びカヤック事業者と検討する。

また、本地域は、海岸の動植物を観察できる地域となっているが、地形的にアプローチが難しいところが多く、また、潮の干満差が九十九島海域で最大3.5mと大きいため、安全に海の自然観察ができる地点は限られており、現地を熟知した指導者の下で活動を行う必要がある。

c) 鳥類

本地域は、繁殖地と越冬地の間を春と秋に南北に移動する南北型と東西に移動する東西型の渡りのルートが交差する十字路になっている。南北型のものとしては、2月中旬から3月下旬にかけて出水平野等で越冬したマナヅル及びナベヅルがシベリア大陸又は中国北東部へ向かう北帰行を、9月中旬を中心にアカハラダカが朝鮮半島や中国から越冬地であるフィリピン以南の東南アジアに向かう渡りを観察することができる。東西型のものとしては、南方で越冬するハチクマ、ツバメ、コムクドリ等が観察できる。

さらに、佐世保市の江楯池ではサギ類及び冬季のカモ類、生月町ではまれに大陸系の野鳥も観察されることがある。

また、波穏やかな九十九島の海では、越冬するマガモ、オシドリ、カンムリカイツブリ等を船から観察することができる。留鳥では、全域でトビ、キジバト、ヒヨドリ、キジ、ヤマドリ等を観察することができ、海岸の崖地ではミサゴ、ハヤブサにも出会える。

d) 歴史遺産

本地域には、平戸島を中心として公園区域隣接地に史跡、古い教会等が、公園区域全域に旧日本軍の遺構が点在しており、テーマを作って国立公園の自然と地域の歴史を組み合わせた体験学習コースを設定することができる。

② ビジターセンター

当管理計画区には、平成22年度に環境省が鹿子前集団施設地区内の西海パールシーリゾートに直轄整備した九十九島ビジターセンターがあり、九十九島地区を中心とした

イ パンフレット類の作成

公園利用者が自然景観地の周遊利用、歩道利用、海のレクリエーション利用等に活用できるもの及び当該地域の自然、歴史、文化等の内容が充実したガイドマップ類を、関係機関で協力して作成していくものとする。

(2) 利用者の規制

ア 釣り客のマナー向上

本地域の風致景観上重要な要素である海岸線において、釣り針、テグス、ビニール袋等の投げ捨てによる海岸線及び島嶼の汚染、鳥類への被害等が懸念される。今後は、関係機関及び関係者と協力し、釣り客が利用する棧橋等の施設において、注意標識の設置、チラシ及びゴミ袋の配布等、釣り客のマナー向上を図るための対策を検討する。

イ ペット（犬）の持込み規制

鹿子前集団施設地区の芝生園地内において、持ち込まれたペット（犬）のし尿により、公園利用者に不快感を与える場合が多いことから、対策について施設管理者と検討を行う。

(3) 利用者の安全対策

歩道、園地等においては施設管理者及び関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意標識、防護柵等を設置し、利用者の安全確保に努める。

自然の紹介、ふれあい活動、調査及び情報提供を行っている。今後は情報発信機能をより高めることにより、ビジターセンターの存在を広く周知させ、適切な公園利用の推進基地として充実を関係機関の支援の下に図る。

また、九十九島と並ぶ管理計画区の自然資源の核心地である平戸島南部の利用者が近年増加していることから、平戸市と平戸島南部の情報提供施設設置の可能性について検討を行う。

③ パンフレット類の作成

公園利用者が活用できる当該地域の自然、歴史、文化等の内容が充実したガイドマップ類を、関係機関で協力して作成する。

④ マナーの普及

a) 西海国立公園九十九島マナーガイドの普及

平成23年度に九十九島ビジターセンター運営協議会が南九十九島を主眼に一般向けに作成した「西海国立公園九十九島マナーガイド」の公園利用者への周知を行うとともに、北九十九島地区、生月島地区及び平戸島地区においても関係者と合意形成を図りながらマナーガイド作成を検討する。

b) 釣り客のマナー向上

本地域の風致景観上重要な要素である海岸線において、釣り針、テグス、ビニール袋等の投げ捨てによる海岸線及び島嶼の汚染、鳥類への被害等が懸念される。今後は、関係機関及び関係者と協力し、釣り客が利用する棧橋等の施設において、注意標識の設置、チラシ及びゴミ袋の配布等、釣り客のマナー向上を図るための対策を検討する。

九十九島地区においては、積極的に前述のマナーガイドを活用し、対応する。

c) ペット（犬）の持込み規制

自然環境保全の観点から九十九島の無人島へのペットの持込みにおいても、積極的に前述のマナーガイドを活用し、対応する。

⑤ 利用者の安全対策

歩道・園地等においては施設管理者及び関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意標識、防護柵等を設置し、利用者の安全確保に努める。

白浜水泳場については、白浜海水浴場運営委員会と連携を図りながら、安全対策を進める。

(4) 貴重な植物の保護育成

希少種等の生育地で盗掘による乱獲のおそれのある地域については、関係行政機関等の協力を得ながら巡視等を行うよう努める。

白浜水泳場及び野営場については、白浜海水浴場運営委員会及び白浜キャンプ場運営委員会と連携を図りながら、安全対策を進める。

⑥ 貴重な植物の保護

希少種の生育地で盗掘による乱獲のおそれのある地域については、関係機関及び自然公園指導員等の協力を得て巡視回数が密になるよう努める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第130号自然環境局長通知)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第31項の規定に基づき環境大臣が定めた「西海国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年3月26日付け環境省告示第14号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

普通地域内の要届出行為についても、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」(平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知)によるほか、特別地域内の行為の取扱いに準じて風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

ア. 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築		
(1)建築物	全域(共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けるものとする。
		② 規模 用途に応じた必要最小限の規模とする。
		③ デザイン、色彩、材料 ア 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、ドーム等の曲線屋根でないこと。また、屋根勾配は、2/10以上であること。

7. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

① 特別地域、特別保護地区

自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第10041006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第35項の規定に基づき環境大臣が定めた「西海国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年3月26日付け環境省告示第14号、(別紙1))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築		
(1)建築物	全域(共通)	① 基本方針 公園内の主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう、原則として眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けること。
		② 規模 用途に応じた必要最小限の規模とすること。
		③ デザイン、色彩 ア 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、ドーム等の曲線屋根でないこと。また、屋根勾配は、2/10以上であること。

ただし、母屋と同一敷地内に建設されるもの
であって、小規模な倉庫、小屋及び特殊な用途
等の施設については、この限りではない。

イ 屋根の色彩は、焦げ茶色（着色処理をしない
銅板葺きを含む。）、黒灰色又は暗緑色のう
ち、周囲の自然と調和した色彩とすること。

ウ 壁面の色彩は、茶色、ベージュ色、クリーム
色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩
とすること。ただし、前記の色彩に近似の色彩
の木材、石材等の自然材料を用いる場合は素地
色も可とする。

④ 附帯施設

ア 利用道路に面する敷地境界に塀・柵を設ける
場合には、生垣によるものとし、やむを得ず、
フェンスを用いる場合であっても、可能な限り
、修景植栽を併用すること。

イ 外灯を設置する場合には、建築物をライトア
ップするものでないこと。

⑤ 残土処理方法

残土は、国立公園区域外に搬出し適切に処理す
ること。

ただし、残土処理地を緑化する等、土砂流出防
止の措置を講じ、風致景観の保護上支障のないよ
う適切に処理する場合及び当該国立公園内におい
て許可を得て行われる他の工事等に流用される場
合にあつては、この限りでない。

⑥ 修景緑化方法

ア 公園利用施設から建築物が望見される場合
には、建築物の公園利用施設側に、建築物を隠蔽
するために樹木による修景植栽を行うこと。

イ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹
種リスト」記載の植物を用いること。

ただし、母屋と同一敷地内に建設される建築物
であって、仮設のもの、附帯施設としての車庫、
倉庫等の小規模なもの又は特殊な用途に使用され
るものであって、周辺の風致又は景観と著しく不
調和でないものについては、この限りではない。

イ 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色（着色処理
をしない銅板葺きを含む。）、暗灰色及び暗緑色
のうち周囲の自然と調和した色彩とすること。

ウ 壁面の色彩は、原則として茶色、ベージュ色、
クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和し
た色彩とすること。ただし、前記の色彩に近似の
色彩の木材、石材等の自然材料を用いる場合は素
地色も可とする。

④ 附帯施設

ア 公園事業道路に面する敷地境界に塀・柵を設け
る場合には、生垣によるものとし、やむを得ず、
フェンスを用いる場合であっても、可能な限り、
修景植栽を併用すること。

イ 外灯を設置する場合には、建築物をライトア
ップするものでないこと。また、外灯の上方に光が
抜けないデザインとすること。

⑤ 残土等処理方法

残土、廃材等は、国立公園区域外に搬出し適切に
処理すること。

ただし、残土処理地を緑化する等、土砂流出防
止の措置を講じ、風致景観の保護上支障のないよ
う適切に処理する場合又は当該国立公園内におい
て許可を得て行われる他の工事等に流用される場
合にあつては、この限りでない。

⑥ 修景緑化方法

ア 公園利用施設から建築物が望見される場合
には、建築物の公園利用施設側に、建築物を隠蔽
するために樹木による修景植栽を行うこと。

イ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種
リスト」記載の植物を用いることとし、その他草
本による緑化は原則として自生種を用いること。

(2)道路

全 域
(共通)

① 基本方針

主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう、路線の選定や線形について、地形に順応させる等地形改変が著しくならないよう留意すること。

② 附帯施設

1 工作物の新築、改築又は増築（1）建築物④（P.17）に準ずるものとする。

③ 法面処理方法

ア 法面は、張芝、種子吹付等により緑化すること。ただし、通常の緑化工では法面の崩壊を防止できない場合は、モルタル吹付を認めるものとする。

イ 擁壁を用いる場合は、自然石を使用するか又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、必要に応じて、色彩が暗灰色となるよう顔料を混合したものとすること。

ただし、公園利用者から望見できない場所にあつては、この限りではない

ウ ロックフェンス及びロックネットの色彩は、焦げ茶色又は暗灰色とすること。

(2)道路(車道)

全 域
(共通)

① 基本方針

公園内の主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は、原則として避けること。

② 附帯施設

ア 防護柵の色彩は、原則として焦げ茶色とすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にあつては、この限りでない。

なお、車面用防護柵は、橋梁部を除き、原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とすること。

イ 公衆トイレ等の建築物を設置する場合は、1-①(1)～③に準ずること。

ウ ベンチ・テーブルを設置する場合は、極力木材・石材等の自然素材を用い、色彩は原則として素地色又は茶系色とすること。

エ 橋梁の色彩は、周辺の風致と調和の取れたものとすること。

オ 外灯は、上方に光が抜けないデザインとすること。

③ 法面処理方法

ア 法面は、張芝、自生種の種子吹付等により緑化すること。ただし、通常の緑化工では法面の崩壊を防止できない場合に限り、モルタル吹付工及び法枠緑化工を認めるものとする。この場合のモルタルの色彩は、原則として暗灰色とし、さらにモルタル吹付工ではその前面を自生ツル植物等で緑化すること。

イ 擁壁は、自然石張り又は自然石に模した表面仕上げとすること。自然石に模した表面仕上げの場合は、原則として色彩は暗灰色とすること。

ただし、公園利用者から望見されない場所にあつては、この限りでない。

ウ ロックフェンス及びロックネットの色彩は、原則として焦げ茶色又は灰色とすること。

		<p>④ 残土処理方法 <u>1 工物の新築、改築又は増築（1）建築物</u> <u>⑤（P.17）に準ずるものとする。</u></p> <p>⑤ 修景緑化方法 ア 法面と道路の間に植樹帯を設ける等、<u>できる限り道路沿線の修景緑化を行うものであること。</u> イ 法枠緑化工や種子吹付け工の場合は、<u>可能な限り在来種を使用すること。在来種でない植物を使用する場合は、早期に在来種に移行できる手法を用いること。</u> <u>また、モルタル吹付けとする場合は、前面をツル性植物等により緑化すること。</u> ウ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種リスト」記載の植物を用いること。</p>
(3)電柱、 <u>鉄塔、アンテナ類</u>	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 主要利用地点及び海上の観光船、フェリー等の航路、利用道路等からの眺望に<u>著く支障を与えないよう設置位置等に留意すること。なお、やむを得ず新設する場合は、その必要性、位置選定の理由及び設置が風致に与える影響予測を十分検討すること。</u></p> <p>② 位置 海岸付近の道路沿線における電柱は、<u>山側に設置し、主たる展望方向である海側への設置は避けること。立替えに当たっては、できる限り埋設又は主たる展望方向でない側への移設を行うこと。</u></p> <p>③ 色彩 <u>焦げ茶色又は灰色とするが、木柱を用いる場合にあっては、素地色も可とする。</u></p>

		<p>④ 残土等処理方法 <u>1-(1)-⑤に準ずること。</u></p> <p>⑤ 修景緑化方法 ア 法面と道路の間に植樹帯を設ける等、道路沿線の修景緑化に努めること。 イ 法枠緑化工又は種子吹付け工の場合は、<u>原則として自生種を使用すること。自生種でない植物を使用する場合は、早期に自生種に移行できる手法を用いること。</u> ウ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種リスト」記載の植物を用いること。 エ <u>バイパスの造成又は線形改良により通行しなくなった路線にある構造物は、撤去・緑化すること。ただし、待避所、ポケットパーク等として再整備され、公園利用施設として供される場合は、この限りでない。</u></p>
(3)電柱、 <u>電話柱</u>	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 原則として<u>公園事業施設等</u>主要利用地点及び海上の観光船、フェリー等の航路、利用道路等からの眺望に支障を与えないように留意すること。</p> <p>② 位置 海岸付近の道路沿線及び<u>展望地</u>における電柱は、<u>原則として海側及び主たる展望方向への設置は避けること。建替えに当たっては、原則として埋設又は主たる展望方向でない側へ移設すること。</u></p> <p>③ 色彩 色彩は、<u>原則として焦げ茶色とするが、木柱を用いる場合は、素地色も可とする。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあつては、この限りでない。</u></p>

	<p>④ 工事の搬入路 <u>工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないよう法面の発生は最小限とすること。また、行為完了後は原状回復することとし、在来種等により、早期緑化を図るものとする。</u></p> <p>鹿子前 集団施 地区、 北九十 九島集 団施設 地区、 <u>長瀬</u> <u>島</u>、<u>冷</u> <u>水岳</u></p> <p><u>電柱及び電話柱は、できる限り地下埋設化を図ること。</u></p> <p><u>鯛の</u> <u>島</u>、<u>烏</u> <u>帽子岳</u></p> <p><u>鉄塔について、立替えの機会をとらえ、できる限り展望に支障のない場所へ移設すること。</u></p>		<p>(削除)</p> <p>鹿子前 集団施 地区、 北九十 九島集 団施設 地区、 冷水岳</p> <p><u>電柱及び電話柱は、原則として地下埋設とすること。</u></p> <p>(削除)</p>
		<p>(4)送電鉄塔</p>	<p>全 域 (共通)</p> <p>① 基本方針 <u>原則として公園内の主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。</u></p> <p>② 色彩 <u>原則として焦げ茶色又は灰色とすること。</u></p> <p>③ 残土等処理方法 <u>1ー(1)ー⑤に準ずること。</u></p> <p>④ 工事の搬入路 <u>工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないよう法面の発生は最小限とすること。</u> <u>また、行為完了後は原状回復することとし、原則として自生種により、早期緑化を図ること。</u> <u>管理用道路として残す場合は、1ー(2)に準ずること。</u></p>

(4)砂防・治山 施設	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航 路からの眺望に支障を与えないよう留意する。 ② 材料・色彩

(5)無線アンテナ 塔	全 域 (共通)	① 基本方針 <u>原則として公園内の主要展望地及び海上の観光 船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えない よう留意すること。</u> <u>新たにアンテナを設置する場合は、原則として既 存のアンテナ施設に集約して設置すること。ただ し、通信機能の確保のために必要な場合は、この限 りでない。</u> ② 色彩 <u>原則として焦げ茶色又は灰色とすること。</u> ③ 附帯施設 <u>附帯施設として建築物を設置する場合は、1- (1)-③に準ずること。</u> ④ 残土等処理方法 <u>1-(1)-⑤に準ずること。</u> ⑤ 工事の搬入路 <u>1-(4)-④に準ずること。</u> 鳥帽子 岳 <u>山腹尾根上にある放送用アンテナ塔は、塗り替え若 しくは建替えの機会をとらえ、主要展望地からの眺望 景観と調和する焦げ茶色とすること。</u> 倉掛 山、鯛 ノ鼻 <u>移設可能である携帯電話用のアンテナ塔は、建替え の機会をとらえ、原則として利用施設からの展望に支 障のない場所へ移設すること。</u> <u>移設が困難である放送用アンテナ塔は、建替えの機 会をとらえて、関係放送業者のアンテナ塔と共架又は 統合を検討すること。</u>
(6)砂防・治山 施設	全 域 (共通)	① 基本方針 <u>原則として公園内の主要展望地及び海上の観光 船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えない よう留意すること。</u> ② 材料・色彩

		<p>自然石を使用するか又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は必要に応じて色彩が暗灰色となるよう顔料を混合したもの等とする。</p> <p>ただし、公園利用者から望見できない場所にあつては、この限りではない。</p> <p>③ 工事の搬入路 工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないよう法面の発生は最小限とすること。 また、行為完了後は、原状回復することとし、在来種等により、早期緑化を図るものとする。</p> <p>④ 附帯施設 ロックフェンス及びロックネットの色彩は焦げ茶色又は灰色とすること。</p>			<p>自然石の使用又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、色彩は暗灰色とすること。</p> <p>ただし、公園利用施設から望見できない場所にあつては、この限りではない。</p> <p>③ 工事の搬入路 工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないようなルートにすること。 また、行為完了後は、原状回復し、自生種等により、早期緑化を図ること。 管理用道路として残す場合は、1-(2)に準ずること。</p> <p>④ 附帯施設 ロックフェンス及びロックネットの色彩は、原則として焦げ茶色又は灰色とすること。</p> <p>⑤ 残土等処理方法 1-(1)-⑤に準ずること。</p> <p>⑥ 修景緑化方法 1-(1)-⑥に準ずること。</p>
(5)海岸保全施設、海岸環境保全施設	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 ア 自然海岸への設置は認めないものとする。ただし、災害が現に発生している場所又は災害の発生のおそれが極めて大きい場所であつて、他の方法によってはその目的を達成することができない場合はこの限りではない。 イ 海中等周辺の生態系に極力影響を与えないよう配慮されたものであること。</p> <p>② 材料・色彩 1 工作物の新築、改築又は増築(4)砂防・治山施設(P.19)に準ずるものとする。</p>	(7)海岸保全施設	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 ア 原則として自然海岸への設置は、認めない。ただし、災害が現に発生している場所又は災害の発生のおそれが極めて大きい場所については、この限りではない。 イ 海中等周辺の生態系に極力影響を与えないよう配慮されたものであること。</p> <p>② 材料・色彩 1-(6)-②に準ずること。</p> <p>③ 工事の搬入路 1-(6)-③に準ずること。</p>

(6) 漁港施設、 港湾施設	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 海岸景観に大きな影響を与える場合があるため、区域の指定及び施設の整備に当たっては、次の点に留意し事前調整を図るものとする。</p> <p>ア 自然海岸及び海水浴利用が盛んな地域への区域の拡張は、極力避ける。</p> <p>イ 主要展望地から見える位置での防波堤、護岸等の整備は最小限とし、地域の特性に応じ、風致景観の保護に配慮した工法を用いる。</p> <p>② 附帯施設 物揚場等の整備については、4 水面の埋立て(P.21)に準ずるものとする。</p>
2 木竹の伐採	平戸市 (川内 峠)	草原景観の風致の維持を図るための木竹の伐採については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

(8) 漁港施設、 港湾施設	全 域 (共通)	<p>④ 残土等処理方法 1-(1)-⑤に準ずること。</p> <p>⑤ 修景緑化方法 1-(1)-⑥に準ずること。</p> <p>① 基本方針 海岸景観に与える影響が大きい場合があるため、区域の指定及び施設の整備に当たっては、次の点に留意し事前調整を図ること。</p> <p>ア 原則として自然海岸又は海水浴利用が盛んな地域への区域の拡張は、極力避けること。</p> <p>イ 主要利用地点から望見される位置での防波堤、護岸等の整備は最小限とし、地域の特性に応じ、風致景観の保護に配慮した工法を用いること。</p> <p>② 位置等 物揚場又は船揚場の整備については、次のとおりとする。</p> <p>ア 行為地が湾奥である等、地形的な条件により展望されにくい位置であること。</p> <p>イ 行為地の背後地において大規模な改変を行わないこと。</p> <p>ウ 海中及びその周辺の生態系に影響を与えないよう配慮されたものであること。</p> <p>③ 残土等処理方法 1-(1)-⑤に準ずること。</p> <p>④ 修景緑化方法 1-(1)-⑥に準ずること。</p>
2 木竹の伐採	平戸市 (川内 峠、 佐 志 岳、 上 段 の 野)	草原景観の風致の維持を図るための木竹の伐採については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

3 広告物	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>ア デザインを統一し、乱立している場合は、極力集合看板とする。</p> <p>イ のぼり旗及び野立て看板の設置並びに電柱及び電柱への掲出及び設置は認めない。ただし、一時的なイベントにおけるのぼり旗及び野立て看板の設置にあつては、この限りでない。</p> <hr/> <p>② 位置</p> <p>眺望の妨げにならない場所であること。</p> <hr/> <p>③ 規模、材料、デザイン、照明</p> <p>ア 規模は必要最小限とすること。</p> <p>イ 材料は可能な限り木材、石材等の自然材料を用いること。</p> <p>ウ 地色は木材、石材等の自然材料の色又は焦げ茶色又は暗緑色を基調とし周囲の自然と調和したものとする。</p> <p>文字の色は、原色を避け地色と調和したものとする。ただし、一時的なイベントにおけるものにあつては、この限りでない。</p> <p>エ 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については、極力外部照明方式へ転換するものとする。</p> <hr/> <p>④ その他</p> <p>破損が著しいものは、速やかに撤去又は補修を行うものとする。</p>
4 水面の埋立	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意する。</p>

3 広告物等の掲出、設置又は表示	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>原則として周囲の風致景観と調和したものとし、乱立している場合は、極力集合看板とすること。</p> <hr/> <p>② 設置場所</p> <p>眺望やその他快適な公園利用の妨げにならない場所であること。</p> <hr/> <p>③ 規模、材料、色彩</p> <p>ア 規模は必要最小限とすること。</p> <p>イ 材料は、可能な限り木材、石材等の自然材料を用いること。</p> <p>ウ 表示面・支持柱は、木材、石材等の自然材料を使う場合にあつては、できる限り素地色とし、その他のものを使う場合にあつては、原則として焦げ茶色又は暗緑色とするが、周辺の風致景観に調和するものは、この限りでない。</p> <p>文字の色は、できる限り原色を避け、地色と調和したものとする。なお、表示面と文字の色について、海岸付近の開けた場所では、青色の使用も可とする。案内図は、上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用にとどめること。ただし、一時的なイベントにおけるものにあつては、この限りでない。</p> <p>エ 照明は、原則として外部からのスポット照明とすること。</p> <p>(削除)</p>
4 水面の埋立	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>原則として公園内の主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。</p>

		② 位置等 <u>ア 行為地が奥湾である等、地形的な条件により展望されにくい位置であること。</u> <u>イ 行為地の後背地において大規模な改変を伴わないこと。</u> <u>ウ 海中等周辺の生態系に極力影響を与えないよう配慮されたものであること。</u>
5 土地の形状変更	全域 (共通)	主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意する。

イ、普通地域に係る取扱方針

行為の種類	地区	取扱方針
水面の埋立	全域 (共通)	「西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」（別紙1）による <u>ものとする。</u>
2 マリーナ	全域 (共通)	「西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内マリーナの取扱上の留意事項」（別紙2）による <u>ものとする。</u>

		② 位置等 <u>1-(8)-②に準ずること。</u>
5 土地の形状変更	全域 (共通)	原則として公園内の主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意する <u>こと。</u>

② 普通地域

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成22年4月1日付け環自国発第100401010号）によるほか、①の特別地域内等の行為の取扱い（規模に関するものを除く。）を参考にするとともに、以下の取扱方針により風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	地区	取扱方針
1 水面の埋立	全域 (共通)	「西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」（別紙2）による <u>こと。</u>
2 マリーナ	全域 (共通)	「西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内マリーナの取扱上の留意事項」（別紙3）による <u>こと。</u>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日環自国第131号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域 (共通)	<p>① 基本方針 <u>風致の維持に配慮した線形とし、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、快適な公園利用と交通安全の確保を図るものとする。</u></p> <p>-----</p> <p>② 附帯施設 ア <u>路傍駐車場等に設置する休憩所、公衆便所等のデザイン、色彩及び材料については、(1)許可、届出等取扱方針1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。</u> イ <u>交通安全柵を設置する場合は、(1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(2)道路②(P.18)に準ずるものとする。</u> ウ <u>道路沿線の展望地及び興味地点には、必要最小限の路傍駐車場を設けるとともに、解説板等により周囲の自然について公園利用者に解説するものとする。</u> エ <u>利用地点までの誘導標識、案内標識等の標識類を整備するものとする。</u> オ <u>標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針 3 広告物(P.21)に準ずるものとする。</u></p> <p>-----</p> <p>③ 法面処理方法 <u>許可、届出取扱方針1 工作物の新築、改築又は増築(2)道路③(P.18)に準ずるものとする。</u></p> <p>-----</p> <p>④ 残土処理方法</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成23年11月30日環自国第111130004号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域 (共通)	<p>① 基本方針 <u>公園利用者の快適性及び安全性を確保するため、現道の線形改良、拡幅整備、防災工事等を進めるものとするが、公園内の主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線及び地形改変の著しい傾斜地における設置は原則として避けること。</u></p> <p>-----</p> <p>② 附帯施設 ア <u>附帯施設を設置する場合は、(1)許可、届出等取扱方針1-(2)-②に準ずること。</u> イ <u>道路沿線の展望地や興味地点には、路傍駐車場を設けるとともに、解説板等により自然について公園利用者に解説すること。なお、展望地にあつては、通景線確保のための伐採又は枝払いを適正な規模で計画的に行うこと。</u> ウ <u>利用地点までの誘導標識、案内標識等の標識類を整備すること。</u> エ <u>標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針 3に準ずること。</u></p> <p>-----</p> <p>③ 法面処理方法 <u>(1)許可、届出取扱方針1-(2)-③に準ずること。</u></p> <p>-----</p> <p>④ 残土等処理方法</p>

		<p>許可、届出取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物⑤ (P.17) に準ずるものとする。</u></p> <hr/> <p>⑤ 修景緑化方法 許可、届出取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (2) 道路⑤ (P.18) に準ずるものとする。</u></p>
2 道路 (歩道)	全域 (共通)	<p>① 基本方針 ア 自然とのふれあい等を目的に、安全性及び快適性を確保した歩道として整備し、適切な管理を図る。 イ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意する。</p> <hr/> <p>② 附帯施設 ア 休憩所、展望施設及び公衆便所は、利用性及び管理面を考慮して、適正に配置する。 イ 歩道以外への立入りにより、動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合は制札、立入禁止柵等を整備すること。 ウ 案内板、解説板等は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 <u>広告物 (P.21) に準ずるものとする。</u> エ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</u></p> <hr/> <p>③ 管理方針 ア <u>展望の優れた箇所については、樹木で視界が遮断されないよう適宜通景線確保のための伐採又は枝払いを行うものとする。</u> イ <u>危険個所の点検、草刈等を定期的の実施するとともに、標識類の点検及び補修を行う。</u></p>
3 宿舎	全域	<p>① 基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然環境に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出</p>

		<p>(1) 許可、届出取扱方針 1 <u>(1) - ⑤ に準ずること。</u></p> <hr/> <p>⑤ 修景緑化方法 (1) 許可、届出取扱方針 1 <u>(2) - ⑤ に準ずること。</u></p>
2 道路 (歩道)	全域 (共通)	<p>① 基本方針 ア 自然とのふれあい等を目的に、安全性及び快適性を確保した歩道として整備し、<u>関係機関及び地域住民と協働して適切な管理を図ること。</u> イ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意すること。</p> <hr/> <p>② 附帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所は、利用性及び管理面を考慮し、適正に配置すること。 イ 歩道以外への立入りにより、動植物の損傷及び裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、<u>制札、立入禁止柵等を整備すること。</u> ウ 案内板、解説板等は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 <u>に準ずること。</u> エ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>(1) - ③ に準ずること。</u></p> <p><u>オ ゴミ箱、吸い殻入れ等は、原則として設置しないこと。</u></p> <hr/> <p>(削除)</p>
3 宿舎	全域	<p>① 基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然環境に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出</p>

		すよう留意する。
	弓張岳 宿舎	② 高さ 建築物の高さは2.4m以下とすること。
	鶉渡越 宿舎	② 高さ 建築物の高さは2.4m以下とすること。
	鹿子前 集団施設 地区	② 高さ 建築物の高さは2.2m以下とすること。
	全域	③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針1 <u>工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)</u> に準ずる <u>ものとする。</u>
		④ 附帯施設 駐車場は、施設の収容力に応じた適正な規模とすること。 <u>テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号)によることとする。</u>
		⑤ 修景緑化方法 (1) 許可、届出等取扱方針1 <u>工作物の新築、改築又は増築(1)建築物⑥(P.17)</u> に準ずる <u>ものとする。</u>
4 園地	全 域 (共通)	① 基本方針 自然探勝、展望、休憩、情報提供等地域の特性に応じた整備を図る。 ② 附帯施設 ア <u>駐車場は収容に見合う規模とし、周辺の自然環</u>

		すよう留意すること。
	弓張岳 宿舎	② 高さ 建築物の高さは2.4m以下とすること。
	鶉渡越 宿舎	② 高さ 建築物の高さは2.4m以下とすること。
	鹿子前 集団施設 地区	② 高さ 建築物の高さは2.2m以下とすること。
	全域	③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針1 <u>-(1)-③</u> に準ずる <u>こと。</u>
	弓張岳宿 舎	③ <u>デザイン、色彩</u> ア <u>屋根の色彩は焦げ茶色又は暗緑色とすること。</u> イ <u>壁の色は茶色とすること。</u>
	全域	④ 附帯施設 ア <u>駐車場は、施設の収容力に応じた適正な規模とすること。</u> イ <u>外灯を設置する場合は、建築物をライトアップするものでないこと。また、外灯の上方に光が抜けないデザインとすること。</u> ウ <u>標識類は、(1)許可、届出取扱方針3に準ずること。</u>
		⑤ 修景緑化方法 (1) 許可、届出等取扱方針1 <u>-(1)-⑥</u> に準ずる <u>こと。</u>
4 園地	全 域 (共通)	① 基本方針 自然探勝、展望、休憩、情報提供等地域の <u>利用</u> 特性に応じた整備を図る <u>こと。</u> ② 附帯施設 ア <u>休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所は、利</u>

		<p>境との調和を図り、利用性及び管理面を考慮して適正に配置する。</p> <p>イ 園地以外への立入りにより、動植物の損傷や裸地化、利用者への危険が発生するおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>ウ 野鳥及び植物の解説板等自然解説のための施設整備に努める。</p> <p>エ 案内板、解説板等は、(1)許可、届出等取扱方針3 広告物(P.21)に準ずるものとする。</p> <p>オ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p> <p>2 道路(歩道)③(P.24)に準ずるものとする。</p>
5 野営場	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等、人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <hr/> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>ア 駐車場は収容に見合う規模とし、周辺の自然環境との調和を図り、利用性及び管理面を考慮して、適正に配置する。</p> <p>イ 汚物及び廃棄物の処理施設の整備に当たっては、可能な限り、周囲の自然環境に影響のない構造及び施設配置とする。</p> <p>ウ 野営場以外への立入りにより、動植物の損傷や裸地化、利用者への危険が発生するおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>エ 案内板、解説板等は、(1)許可、届出等取扱方針3 広告物(P.21)に準ずるものとする。</p> <p>オ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p>

		<p>用性及び管理面を考慮し適正に配置すること。なお、附帯施設の規模及び数は必要最小限とする。</p> <p>イ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする。等自然環境の保全に留意すること。</p> <p>ウ 建築物のデザイン及び色彩については、(1)許可、届出等取扱方針1-(1)-③に準ずること。</p> <p>エ 駐車場、外灯、標識類等は、3-④に準ずること。</p> <p>オ ゴミ箱、吸い殻入れ等は、原則として十分な管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進すること。</p> <hr/> <p>(削除)</p>
5 野営場	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等の人と自然とのふれあいを高めるように配慮すること。</p> <hr/> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>4-②に準ずること。</p> <hr/> <p>(削除)</p>

		<u>2 道路（歩道）③（P.24）に準ずるものとする。</u>
6 水泳場	白浜	<p>① 基本方針 <u>海浜地の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等<u>人</u>と自然とのふれあいが<u>高まる</u>よう配慮する。</u></p> <hr/> <p>② 付帯施設 <u>ア 駐車場は収容に見合う規模とし、周辺の自然環境との調和を図り、利用性及び管理面を考慮して、適正に配置する。</u> <u>イ 汚物及び廃棄物の処理施設の整備に当たっては、可能な限り、周囲の自然環境に影響のない構造及び施設配置とする。</u> <u>ウ 案内板、解説板等は、（1）許可、届出等取扱方針3 広告物（P.21）に準ずるものとする。ただし、一時的なイベントにおけるのぼり旗及び野立て看板の設置にあつては、この限りではない。</u> <u>エ 休憩所、展望施設、公衆便所等の付帯施設のデザイン、色彩、材料については、（1）許可、届出等取扱方針1 工作物の新築、改築又は増築（1）建築物③（P.16）に準ずるものとする。</u></p> <hr/> <p>③ 管理方針 <u>ア 危険箇所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</u> <u>イ 利用水面をブイで表示するとともに、水上バイク利用と水泳利用の場所を分けるなど、利用者の安全確保に努める。</u></p>
7 休憩所	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 <u>ア 風致景観に十分配慮した規模で、利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、九十九島地域等の情報提供を行う。</u> <u>イ 公園利用者の休憩利用のほか、海の利用の推進や、海の自然に親しむために必要な機能を持つ休憩所とする。</u></p>

6 水泳場	白浜	<p>① 基本方針 <u>地域の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等<u>の</u>人と自然とのふれあいを<u>高める</u>よう配慮すること。</u></p> <hr/> <p>② 付帯施設 <u>4-②に準ずること。</u></p> <hr/> <p>(削除)</p>
7 休憩所	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 <u>ア 風致景観に十分配慮した規模で、利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、九十九島地域等の情報提供を行う<u>こと。</u></u> <u>イ 公園利用者の休憩利用のほか、<u>原則として</u>海の利用の推進や、海の自然に親しむために必要な機能を持つ休憩所とする<u>こと。</u></u></p>

	<p>② 施設の規模 周囲の自然環境に調和した規模とし、建築物の高さは1.3m以下とする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</u></p> <p>④ 附帯施設 標識類の整備は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 <u>広告物 (P.21) に準ずるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>管理方針</u> <u>危険個所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</u></p>
北九十九島集団施設地区	<p>① 基本方針 ア 風致景観に十分配慮した規模で、利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、九十九島地域等の情報提供を行う。 イ 公園利用者の休憩利用のほか、野営利用者の悪天候時の緊急避難や、山の自然に親しむために必要な機能を持つ休憩所とする。</p> <p>② 施設の規模 周囲の自然環境に調和した規模とし建築物の高さは必要最小限とすること。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</u></p> <p>④ 附帯施設 標識類の整備は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 <u>広告物 (P.21) に準ずるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>管理方針</u> <u>2. 道路 (歩道) ③ (P.24) に準ずるものとする。</u></p>

	<p>② 施設の規模 周囲の自然環境に調和した規模とし、建築物の高さは1.3m以下とすること。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>-(1)-③ に準ずること。</u></p> <p>④ 附帯施設 <u>3-④ に準ずること。</u></p> <p>(削除)</p>
北九十九島集団施設地区	<p>① 基本方針 ア 風致景観に十分配慮した規模で、利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、九十九島地域等の情報提供を行う<u>こと。</u> イ 公園利用者の休憩利用のほか、野営利用者の悪天候時の緊急避難や、山の自然に親しむために必要な機能を持つ休憩所とすること。</p> <p>② 施設の規模 周囲の自然環境に調和した規模とし、<u>建築物の高さは必要最小限とすること。</u></p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>-(1)-③ に準ずること。</u></p> <p>④ 附帯施設 <u>3-④ に準ずること。</u></p> <p>(削除)</p>

8 舟遊場	鹿子前集 団施設地 区	<p>① 基本方針 九十九島等海域利用の小型船舶等の棧橋施設が整備されており、海への利用推進のレクリエーション施設として整備する。</p> <p>② 附帯施設 ア 休憩所等建築物の高さは、13m以下とする。 イ 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針3 <u>広告物 (P.21) に準ずるものとする。</u> ウ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</u></p> <p>③ 管理方針 ア <u>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。</u> イ <u>危険箇所の点検等を定期的を実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</u></p>
	9 船舶運 送施設	鹿子前集 団施設地 区

8 舟遊場	鹿子前集 団施設地 区	<p>① 基本方針 九十九島等海域利用の小型船舶等の棧橋施設が整備されており、海への利用推進のレクリエーション施設として整備する<u>こと。</u></p> <p>② 附帯施設 ア 休憩所等建築物の高さは、13m以下とする<u>こと。</u> イ 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針3に準ずる<u>こと。</u> ウ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針1-(1)-③に準ずる<u>こと。</u></p> <p>(削除)</p>
	9 船舶運 送施設	鹿子前集 団施設地 区

		<p>※ <u>船舶運送施設とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業及び同法第44条の規定により同法の規定が準用される船舶運航の事業（公園利用者を運送するものに限る）を営むための施設をいう。</u></p>
10 係留施設	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 ア 遊覧船による九十九島探勝の発着施設であり、円滑な利用者の誘導及び利用の快適性の維持を図る。 イ デッキ及び浮棧橋については、必要最小限の規模とすること。</p> <hr/> <p>② 付帯施設 ア 休憩所等建築物の高さは、13m以下とする。 イ 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針3 <u>広告物（P.21）に準ずるものとする。</u> ウ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築（1）建築物③（P.16）に準ずるものとする。</u></p> <hr/> <p>③ 管理方針 <u>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミ投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。</u></p> <hr/> <p>※ <u>係留施設とは、公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設（棧橋、浮棧橋、岸壁、物揚場等）をいう。</u></p>
11 植物園	<u>南九十九島</u>	<p>① 基本方針 展望地を兼ねた植物園として整備の充実を図る。</p> <hr/> <p>② 規模 周囲の自然環境に調和する規模とし、建築物の高さは必要最小限の規模とすること。</p>

		(削除)
10 係留施設	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 ア 遊覧船による九十九島探勝の発着施設であり、円滑な利用者の誘導及び利用の快適性の維持を図る<u>こと。</u> イ デッキ及び浮棧橋については、必要最小限の規模とすること。</p> <hr/> <p>② 付帯施設 ア 休憩所等建築物の高さは、13m以下とする<u>こと。</u> イ 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針3に準ずる<u>こと。</u> ウ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針1-(1)-③に準ずる<u>こと。</u></p> <hr/> <p>(削除)</p> <hr/> <p>(削除)</p>
11 植物園	<u>石岳</u>	<p>① 基本方針 展望地を兼ねた植物園として整備の充実を図る<u>こと。</u></p> <hr/> <p>② 規模 周囲の自然環境に調和する規模とし、建築物の高さは必要最小限の規模とすること。</p>

		<p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16)</u> に準ずるものとする。 ただし、温室等特殊な機能を有する用途の施設及び小規模な倉庫、小屋等で利用地点から望見されないものについては、この限りではない。</p> <p>-----</p> <p>④ 管理方針 <u>危険箇所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修を行う。</u></p>
1 2 博物展示施設	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 本地区の自然とのふれあいを推進するための基幹施設であり、九十九島の自然についての基本的な情報等を案内、展示及び解説することにより利用者に伝達するために、<u>整備の充実を図るとともに、フィールドへ積極的に誘導するため、周辺施設との連携を図る。</u></p> <p>-----</p> <p>② 規模 建築物の高さは、20m以下とする。</p> <p>-----</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 <u>工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16)</u> に準ずるものとする。</p> <p>-----</p> <p>④ 附帯施設 <u>標識類の整備は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。</u></p> <p>-----</p> <p>⑤ 管理方針 <u>危険箇所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修を行う。</u></p>

		<p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 <u>1-(1)-③</u> に準ずること。 ただし、温室等特殊な機能を有する用途の施設は、この限りではない。</p> <p>-----</p> <p>(削除)</p>
1 2 博物展示施設	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 本地区の自然とのふれあいを推進するための基幹施設であり、九十九島の<u>陸域及び海域</u>の自然についての基本的な情報等を案内、展示及び解説することにより利用者に伝達するために、<u>活動の充実を図るとともに、フィールドへ積極的に誘導するため、周辺施設との連携を図ること。</u></p> <p>-----</p> <p>② 規模 建築物の高さは、20m以下とする<u>こと。</u></p> <p>-----</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 <u>1-(1)-③</u> に準ずること。</p> <p>-----</p> <p>④ 附帯施設 <u>3-④</u> に準ずる<u>こと。</u></p> <p>-----</p> <p>(削除)</p>

6. 地域の美化修景に関する事項

平戸・九十九島地域における清掃活動は、鹿子前地区、弓張岳地区及び平戸地区において、国立公園清掃活動事業として、関係団体の協力を得て実施されている。

海岸では、漂着ゴミ等の量が多く、かつ、広範囲に及んでいるため、清掃が十分行き届かない状態。収集ゴミの塩素化合物含有によるダイオキシン発生等が生じ対応に苦慮しているが、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域においては、清掃体制の確立を検討す

8. 地域の美化、修景に関する事項

平戸・九十九島地域における清掃活動は、主に長崎県自然公園協議会が環境省、長崎県及び各市からの協力を得て実施しているが、海岸については地形が複雑かつ広範囲であり、また無人島が多いため、清掃が十分行き届かない状態である。今後は各市、ボランティア団体等と連携して計画的に海岸線の清掃ができる体制づくりに努める。

また、引き続きゴミの持ち帰り運動を推進する等、美化意識の普及啓発を図る。

る。
別紙 1

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て
取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

- 1 埋立て理由に関する事項
次の事項のいずれかに該当すること。
ア) 地域住民の日常生活に必要なもの。
イ) 港湾又は漁港関連施設の整備に必要なもの。
ウ) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。
- 2 埋立て位置に関する事項
次の位置を極力避けたところであること。
ア) 主要な展望地から望見され、風致の保護上著しい支障となる位置。
イ) 自然海岸（海岸（汀線）に工作物が存在しない海岸をいう。）
ウ) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息地であることが明らかな場所。
- 3 その他、風景の保護等配慮すべき事項
(1) 埋立地に設置される工作物の規模、デザイン及び色彩が周囲の風景と調和するものであること。（自然公園法に規定する環境省令で定める基準を超えるものに限る。）
ただし、十分な緑化修景が図られる場合はこの限りではない。
(2) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

別紙 2

西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内
マリーナの取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域（海域）内のマリーナについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

ただし、港湾計画に位置づけられ、協議がなされているものについてはこの限りではない。

なお、マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（桟橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

別紙 1
基準の特例
（略）

別紙 2

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て
取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うこと。

- 1 埋立て理由に関する事項
次の事項のいずれかに該当すること。
ア) 地域住民の日常生活に必要なもの。
イ) 港湾又は漁港関連施設の整備に必要なもの。
ウ) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

- (1) 自然海岸の埋立てをしない等風景の保護上著しい支障とならないものであること。
- (2) 係留施設の規模が過大でないこと。
- (3) 国立公園の主要展望地から展望する場合、著しい妨げにならないこと。
- (4) 船舶の陸上保管場所や附帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。
- (5) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息地であることが明らかな場所でないこと。

別紙 3

基準の特例
(略)

別紙 4

修景緑化樹種リスト (平戸・九十九島地域)
(略)

参考資料 1

申請書の進達及び指令書交付の手順

- 2 埋立て位置に関する事項
次の位置を極力避けたところであること。
ア) 主要な展望地から望見され、風致の保護上著しい支障となる位置。
イ) 自然海岸 (海岸 (汀線) に工作物が存在しない海岸をいう。)
ウ) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息・生育地であることが明らかな場所。
- 3 その他、風景の保護等配慮すべき事項
(1) 埋立地に設置される工作物の規模、デザイン及び色彩が周囲の風景と調和するものであること。(自然公園法に規定する環境省令で定める基準を超えるものに限る。)
ただし、十分な緑化修景が図られる場合はこの限りではない。
(2) 埋立工事に伴う汚濁が周辺の海域及び自然海岸に影響を与えない工法が採られていること。

別紙 3

西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域 (海域) 内
マリーナの取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域 (海域) 内のマリーナについては、以下の各事項に留意して取り扱うこと。

ただし、港湾計画に位置づけられ、協議がなされているものについてはこの限りではない。
なお、マリーナとは、主としてプレジャーボート (ヨット、モーターボート等) を係留、保管するための施設 (棧橋、艇庫等) をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含む。

- (1) 自然海岸の埋立てをしない等風景の保護上著しい支障とならないものであること。
- (2) 係留施設の規模が過大でないこと。
- (3) 国立公園の主要展望地から展望する場合、著しい妨げにならないこと。
- (4) 船舶の陸上保管場所や附帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。
- (5) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息・生育地であることが明らかな場所でないこと。

別添

修景緑化樹種リスト (平戸・九十九島地域)
(略)

参考資料

特別地域において採取等を規制する動植物

(略)

参考資料2

特別地域において採取等を規制する植物

(略)

参考資料3

管理計画について

(略)

参考資料4

西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画策定経緯

(略)

参考資料5

西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画検討会検討委員名簿

(略)

○指定植物：特別地域内において採取等を規制する植物は次のとおりである。

(略)

○指定動物：特別地域内において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりである。

<u>科名</u>	<u>種名</u>
<u>シジミチョウ</u>	<u>タイワンツバメシジミ</u>

新 旧 対 照 表

旧	新
目 次	目 次
第1 管理計画区設定方針 1	1 管理計画区分方針 1
1. 管理計画区分方針 1	2 管理計画改定方針 2
2. 管理計画改訂方針 3	3 平戸・九十九島地域管理計画区の概況 3
3. 平戸・九十九島地域管理計画区の概要 4	(1) 地域の概要 4
4. 地域面積 6	(2) 地域面積 6
5. 西海国立公園平戸・九十九島地域の指定及び計画決定の経緯 7	(3) 西海国立公園平戸・九十九島地域の指定及び計画決定の経緯 6
6. 公園計画 8	(4) 公園計画 7
第2 九十九島地域地域管理計画区 11	4 管理の基本方針 11
1. 管理の基本的方針 11	5 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 12
(1) 保護に関する方針 11	(1) 風致景観及び自然環境の特性 12
ア 風致景観の特性及び保全対象 11	(2) 保全方針 12
イ 主な保全対象の保全方針 11	(3) 主な保全対象の保全方針 13
(2) 利用に関する方針 15	(4) 公共事業 21
ア 利用の特性及び利用方針 15	6 適正な公園利用の推進に関する事項 22
イ 利用施設の整備及び管理方針 15	(1) 利用の特性及び利用方針 22
2. 風致景観の管理に関する事項 16	(2) 利用施設の整備及び管理方針 22
(1) 許可、届出等取扱方針 16	(3) 地区ごとの整備・利用方針 23
ア 特別地域に係る取扱方針 16	(4) 事業施設の管理に関する事項 29
イ 普通地域に係る取扱方針 22	(5) 利用者の指導等に関する事項 29
(2) 公園事業取扱方針 23	7 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項 33
3. 地域の開発、整備に関する事項 32	(1) 許可、届出等取扱方針 33
(1) 自然公園施設 32	(2) 公園事業取扱方針 43
(2) 一般公共事業 36	8 地域の美化、修景に関する事項 52
4. 事業施設の管理に関する事項 37	別紙1 西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 53
5. 利用者の指導等に関する事項 38	別紙2 西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項 53
(1) 自然解説等に関する事項 38	別紙3 西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内マリナーの取扱上の留意事項 54
(2) 利用者の規制 39	
(3) 利用者の安全対策 39	
(4) 貴重な植物の保護育成 39	
6. 地域の美化修景に関する事項 40	

別紙 1			
西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て 取扱上の留意事項	4 1	
別紙 2			
西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内マリーナの 取扱上の留意事項	4 2	
別紙 3			
西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例	4 3	
別紙 4			
修景緑化樹種リスト	4 6	
参考資料			
1. 申請書の進達及び指令書交付の手順	5 3	
2. 特別地域内において採取等を規制する植物	5 5	
3. 管理計画について	5 7	
4. 西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画作成経緯	5 8	
5. 西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画検討会検討委員名簿	5 9	
	別添 1	修景緑化樹種リスト（平戸・九十九島地域） 5 4
	参考資料	特別地域内において採取等を規制する動植物 5 4